

令和6年度第1回

各務原市男女が輝く都市づくり審議会次第

日時 令和6年7月4日（木）午前10時00分

場所 産業文化センター8階 第2特別会議室

1 開会のことば

2 委員委嘱

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 第5次かかみがはら男女共同参画プランについて（諮問）

6 議事

（議題第1号）

○令和5年度実績報告について

（議題第2号）

○令和6年度事業計画（案）について

（議題第3号）

○第5次かかみがはら男女共同参画プラン

骨子（案）について

7 閉会のことば

令和5年度実績報告について

第 4 次かかみがはら男女共同参画プラン実績報告

かかみがはら男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)は平成 15 年 3 月に策定し、平成 22 年に 2 次プラン、平成 27 年に 3 次プラン、令和 2 年に 4 次プランで見直しを図り、「男女が共に輝く都市づくり」の実現のための取組みを推進してきました。

令和5年度実績報告の詳細は、「かかみがはら男女共同参画プラン進捗状況報告書(令和5年度実績報告書)」のとおり。

かかみがはら男女共同参画プラン 進捗状況報告書

(令和 5 年度実績報告書)

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	1.男女共同参画社会への意識づくり
課題	1.男女平等の視点に立つ教育と学習の促進

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 多様な生き方の選択を可能にする教育の充実	①男女平等教育・学習の充実	・男女共同参画に関する講座、講演会、セミナーなど学習機会の充実に努めます。 ・男女共同参画に関する図書・AV資料などを充実します。また展示・閲覧などにより情報提供します。	まちづくり推進課 いきいき学習課 (各ライフデザインセンター) 人事課 図書館
	②子どもの頃からの教育と学習の推進	・児童・生徒に対し、教育活動全体を通じて人権の尊重や男女平等などに関する教育を実施します。 ・教職員へ研修を実施するとともに、保護者に対する啓発を行います。	学校教育課 教育センター 子育て応援課 青少年教育課
	③男女平等の視点に立った職業訓練・進路指導の推進	・性別ではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重した職業教育・進路指導を推進します。	学校教育課
	④生涯を通じた学習機会の充実	・男女が慣習などに捉われず、生涯を通じて男女共同参画の意識を高められるよう、講座などの学習機会や情報を提供します。	まちづくり推進課 いきいき学習課 (各ライフデザインセンター) 高齢福祉課 関係各課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①とも☆きら講座参加者数・男性参加率（人・％）	10・100	16・19	35・43	36・50		30・50	まちづくり推進課
①女性応援セミナー参加者数（人）	97	39	40	65		100	
①人権講演会参加者数（人）	0	51	129	431		300	
①長期・短期講座、ライフカレッジ参加者（人）	565	721	928	966		1,000	中央ライフデザインセンター
	1,095	1,450	1,530	1,906		1,500	西ライフデザインセンター
	677	1,129	1,317	1,569		1,600	川島ライフデザインセンター
	528	1,044	1,088	1,229		1,000	東ライフデザインセンター
①本の企画展示 展示数・貸出数（冊・冊）	301・—	453・318	662・982	568・585		500・500	図書館
②人権研修参加者数（人）	市内全教員	市内全教員	市内全教員	市内全教員		市内全教員	教育センター
③キャリア教育参加者数（人）	全児童生徒	全児童生徒	全児童生徒	全児童生徒		全児童生徒	学校教育課
④出前講座参加者数（人）	0	74	625	419		100	高齢福祉課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方向性	評価	担当課
①男女平等教育・学習の充実	・講座を通して男女共同参画について考える「とも☆きら講座」を2回開催した。 ・仕事と私生活の両立を応援する「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を5回、キャリアカウンセラーとの個別相談会を3回開催した。	個別相談会の希望者が少ない。	相談会について、仕事に就いている方も参加しやすいような開催日時を検討する。	A	まちづくり推進課
①男女平等教育・学習の充実	長期講座や短期講座、ライフカレッジなど、学習の機会を提供し、充実を図った。	男性の受講者が少ないため、男性参加を促す工夫が必要。	引き続き実施する。	B	各ライフデザインセンター
①男女平等教育・学習の充実	管理・監督職員（係長以上）を対象としたハラスメント防止研修において、セクハラ防止について学ぶ機会を設けた。	全職員に浸透していない。	引き続き実施する。	B	人事課

①男女平等教育・学習の充実	【SDG's にトライ！環境・生き物編】 4月8日～5月11日 展示冊数：53冊 貸出冊数：63冊 【SDG's にトライ！資源編】 5月13日～6月11日 展示冊数：40冊 貸出冊数：35冊 【SDG's ～わたしたちにできること】 (もりの本やさん) 5月13日～6月1日 展示冊数：78冊 貸出冊数：70冊 【SDG's にトライ！いえ、まち、しごと編】 6月17日～7月16日 展示冊数：53冊 貸出冊数：46冊 【SDG's にトライ！生活のもと編】 7月21日～8月27日 展示冊数：29冊 貸出冊数：42冊 【おかあさん展】 4月8日～5月14日 展示冊数：93冊 貸出冊数：88冊 【お父さんの木展】 5月19日～6月29日 展示冊数：115冊 貸出冊数：161冊 【みんながって、みんないい】 (もりの本やさん) 10月7日～10月29日 展示冊数：55冊 貸出冊数：18冊 【人権と里親制度を知る本展】 11月3日～12月10日 展示冊数：52冊 貸出冊数：62冊	展示冊数の充実、展示方法の工夫	図書資料の充実に努める。	A	図書館
②子どもの頃からの教育と学習の推進	学校において、男女混合名簿の採用を促進したり、社会科の学習で男女平等の考えを尊重する学習を行ったりした。	なし	実施していく。	A	学校教育課
②子どもの頃からの教育と学習の推進	教職員が、日頃の教育活動において、正しい人権感覚を身に付け、児童生徒の指導にあたるのが重要である。そのために、夏季教職研修やトワイライト研修で人権に関わる研修講座を開設した。	社会状況や児童生徒の実態に応じた研修や講座を考え、様々な視点から人権教育を考えていく。	研修や講座の内容を、見直したりニーズに応じた研修を今後も取り入れ、継続していく。	A	教育センター

②子どもの頃からの教育と学習の推進	保育所において、生年月日の昇順で男女混合の名簿を作成した	なし	引き続き実施する。	A	子育て応援課
③男女平等の視点に立った職業訓練・進路指導の推進	進路指導全体計画に基づき、総合的な学習の時間や学級活動等を中心に、全教育課程においてキャリア教育を実施し、性差に関係なく発達段階に応じた指導を行ってきた。	なし	引き続き実施する。	A	学校教育課
④生涯を通じた学習機会の充実	・講座を通して男女共同参画について考える「とも☆きら講座」を2回開催した。 ・仕事と私生活の両立を応援する「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を5回、キャリアカウンセラーとの個別相談会を3回開催した。 ・人権講演会（LGBT）を1回、人権学習会（映画「破戒」上映）を1回開催した。	・個別相談会の希望者が少ない。 ・人権学習会に比べ、人権講演会の参加者が少ない。	・相談会について、仕事に就いている方も参加しやすいような開催日時を検討する。 ・セミナーや講演会について、より多くの市民に興味を持ってもらえるようなテーマや講師を選定し、参加希望者を増やす。	A	まちづくり推進課
④生涯を通じた学習機会の充実	長期講座や短期講座、ライフカレッジなど、学習の機会を提供し、充実を図った。	男性の受講者が少ないため、男性参加を促す工夫が必要。	引き続き実施する。	B	各ライフデザインセンター
④生涯を通じた学習機会の充実	・高齢者のあれこれ（4回、122人） ・やってみよう！人生会議（19回、355名）	なし	引き続き実施する。	A	高齢福祉課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	1.男女共同参画社会への意識づくり
課題	1.男女平等の視点に立つ教育と学習の促進

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(2) メディアにおける人権尊重教育の推進	①性差別につながらない表現の促進	・広報や刊行物などを作成するときは、ガイドラインなどに基づいて、性差別につながるような表現を排除します。 ・性や暴力など不適切な表現を扱った出版物などの回収に努めます。	広報課 青少年教育課 関係各課
	②メディア利用に関する教育の推進	・インターネット、SNSなどの様々なメディアの情報を正しく判断し利用することができるよう、メディア・リテラシーや情報モラル教育の推進を図ります。 ・PTAと連携を図り、家庭への啓発に努めます。	学校教育課 青少年教育課 いきいき学習課 (各ライフデザインセンター) 関係各課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①白いポストによる有害図書回収数(点)	569	—	468	380		1,000	青少年教育課
①広報紙への人権侵害に関する記事掲載数(件)	12	12	13	12		15	まちづくり推進課
②ネットモラル研修会参加者数(人)	737	426	1,362	1,411		1,000	青少年教育課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針	評価	担当課
①性差別につながらない表現の促進	女性を特別視する表現や、男性側に対義語のない女性表現をつかわないように努めた。	性差別につながる表現を避けるだけでなく、男女共同参画を意識した表現をすること。	性差別につながる表現を避けることはもちろん、より男女共同参画社会を意識した表現をする。	A	広報課
①性差別につながらない表現の促進	主要駅に有害図書類を回収するために白いポストを設置し、380点の有害図書類を収集した。	なし	白いポストの定期的な巡回と管理に努める。	A	青少年教育課

②メディア利用に関する教育の推進	スマホやネットを適切に利用できるよう各学校が（教師、児童生徒ともに）関係機関より研修を受けている。	児童生徒ひとりひとりにiPadが貸与されたことにより、更なる情報モラル・セキュリティの教育が求められる。	定期的に情報モラル・セキュリティに関わる研修を実施することの継続。	A	学校教育課
②メディア利用に関する教育の推進	P T A 研究大会においてネットモラルをテーマにした動画を配信し、延べ1,411人が視聴した。	より多くの方に講演を聞いていただくための講師選び	引き続き実施する。	A	青少年教育課
②メディア利用に関する教育の推進	長期講座で、スマートフォンやLINEの使い方講座を開催した。	・WIFIがつながりにくい。 ・メディア利用に関する講座の企画。 ・メディアリテラシーへの理解（SNS詐欺などへの防護対策など）	・長期講座で、Chat GPTの講座を開催する。 ・引き続き、スマホやLINEの使い方講座を実施する。	B	各ライフデザインセンター

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	1.男女共同参画社会への意識づくり
課題	2.市民・事業者・行政の意識改革

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 男女共同参画に関する 広報・啓発活動の推進	①男女共同参画についての 情報収集・提供、広報・啓 発	男女共同参画についての情報収集・提供、広報・啓発・男女共同参画意識の高揚を図るため、 様々な媒体や機会を活用し、積極的に広報・啓発を行います。 ・講座やイベントなどで男女共同参画の資料などによる情報提供に努めます。 ・国や県からの男女共同参画に関する情報をわかりやすく提供します。 ・様々な施策を進める中で各務原市男女が輝く都市づくり条例の周知を図ります。 ・各種団体、事業者などへの情報提供に努めます。 ・男性にとっての男女共同参画社会の意義を重視した広報・啓発を行います。	まちづくり推進課 いきいき学習課 (各ライフデザインセンター) 商工振興課 関係各課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数・エクセレント 企業登録数（社・社）	138・9	106・9	115・9	125・10		160・13	まちづくり推進課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針性	評価	担当課
①男女共同参画についての 情報収集・提供、広報・啓発	ワーク・ライフ・バランス推進企業・エクセ レント企業の登録促進のため、商工振興課主 任の新規卒業者求人取扱説明会にて、市内企 業に説明した。	なし	引き続き、ワーク・ライフ・ バランス推進企業・エクセ レント企業に関する周知を行 う。	B	まちづくり推進課
①男女共同参画についての 情報収集・提供、広報・啓発	チラシの掲示により、情報の提供に努めた。	配架、掲示スペースはその他 の情報も多く、来館者がわか りやすい配架、掲示のための 整理が必要。	配架、掲示を効果的に行い、 情報提供に努める。	B	各ライフデザインセンター
①男女共同参画についての 情報収集・提供、広報・啓発	新規卒業者求人取扱説明会の参加企業や、各 務原市雇用・人材育成推進協議会の理事企業 に対して、ワーク・ライフ・バランス推進や 働き方改革等に関する広報・啓発を行った。	なし	引き続き同説明会の際に、必 要な広報・啓発を行う。	A	商工振興課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅱ.あらゆる分野における男女共同参画の促進
課題	1.政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

《評価基準について》
S：事業完了　A：十分できている　B：ややできている
C：あまりできていない　D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 市政運営における女性の参画推進	①各種委員会・審議会 への女性の登用率の向上	・各種委員会・審議会での女性の登用率の向上を図ります。 ・各種委員会・審議会での女性委員ゼロの解消を目指します。 ・女性の登用促進に向けた人材リストを作成し、情報を提供します。	まちづくり推進課 関係各課
	②管理職への女性の積極的登用	・女性職員の意見や意向を市政に活かすよう、管理職などへの登用を推進します。	人事課
	③女性登用後のサポート体制の強化	・女性登用後、能力向上のためなどの講座や研修を実施します。 ・相談体制を強化します。	人事課 関係各課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①各種委員会・審議会女性登用率（％）	31.3	30.1	31.3	33.0		35	まちづくり推進課
②市職員女性管理職 割合（％）	14.7	15.2	13.1	15		20.0	人事課
③新規係長級・課長級の職員研修実施回数（回）	0	課長級のみ1	各1	各1		各1	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針	評価	担当課
①各種委員会・審議会 への女性の登用率の向上	令和4年度と比べて、女性登用率が1.7%上がった。	女性登用率が目標値の35%に達していない。	女性の登用促進のため、引き続き人材リストの更新や各課への働きかけを行う。	B	まちづくり推進課
②管理職への女性の積極的登用	女性職員の係長以上の役職への登用を推進した。	本人の人事評価、知識経験、希望等を踏まえ適切に対応していく必要がある。	引き続き登用を推進する。	B	人事課
③女性登用後のサポート体制の強化	例年新たに係長および課長となった職員に対して階層別研修の受講を必須としている。	研修以外の機会（相談制度等）でのフォローアップを図る必要がある。	引き続き実施する。	B	人事課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅱ.あらゆる分野における男女共同参画の促進
課題	1.政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

《評価基準について》

S：事業完了　A：十分できている　B：ややできている
C：あまりできていない　D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(2) 企業・団体などにおける女性の参画促進	①女性のエンパワーメントの啓発・促進	・企画・管理能力などを高める女性のエンパワーメントのための情報を企業などに提供し、啓発を推進します。	商工振興課
	②女性リーダー育成のための援助	・女性リーダー育成のためのセミナーなどの情報を提供します。 ・職業能力を高めるセミナー情報や資格取得、技術取得などの情報を提供するとともに女性の能力活用を促します。	商工振興課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①企業等への女性エンパワーメント啓発の情報提供回数(回)	0	5	6	8		UP	商工振興課
②女性向け企業説明会の参加者数(人)	0	0	15	27		UP	
②女性向け企業見学会の参加者数(人)	3	3	15	50		UP	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針	評価	担当課
①女性のエンパワーメントの啓発・促進	VRテクノセンターにおいて、リーダーシップ理論や行動特性を学ぶ「次世代リーダー育成研修」を企画し、延べ8社、37名の参加があった。	なし	引き続き実施する。	A	商工振興課
②女性リーダー育成のための援助	・実際の職場を見学する「女性向け企業見学会」を開催した。6社・延べ27名参加 ・女性の働き方に理解のある企業を集めた、「女性向け合同企業説明会」を2回開催した。15社・50名参加	なし	引き続き実施する。	A	商工振興課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅱ.あらゆる分野における男女共同参画の促進
課題	2.地域社会における男女共同参画の促進

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 地域活動の推進	①地域活動への男女の参画促進	・自治会などの地域活動に、女性の参画を促します。 ・地域における自主防災活動、防火活動や環境活動へ女性のさらなる参画を促進します。 ・地域づくり・環境保全への参画と活動の活性化のため、各種団体、グループを育成、支援します。 ・地域の団体において、性別に基づいている不合理な慣行、しきたりの見直しを働きかけます。	まちづくり推進課 防災対策課 消防総務課 予防課 環境政策課 青少年教育課 関係各課
	②まちづくり活動における男女共同参画の推進	・性別や年齢を問わず、多様な人材や団体などと協働したまちづくりを推進するとともにその活動を支援します。 ・まちづくりの担い手の育成や支援に取り組みます。	まちづくり推進課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①環境美化監視員の女性登用率（％）	27	35	31	41.5		40	環境政策課
②まちづくり活動助成件数（件）	109	116	123	134		155	まちづくり推進課
②まちづくり参加セミナー 回数・参加者数（回・人）	4・164	2・52	2・29	2・57		4・200	
②まちづくり担い手育成支援事業 回数・参加者数（回・人）	0・0	5・49	5・57	17・17		5・75	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針性	評価	担当課
①地域活動への男女の参画促進	広報紙に、自治会活動への参加について啓発した記事を掲載した。また、「自治会長の手引き」に自治会活動への女性の参画推進について記載した。	なし	引き続き、「自治会長の手引き」に自治会活動への女性の参画の推進について記載するとともに、自治会活動の負担軽減策を検討する。	A	まちづくり推進課

①地域活動への男女の参画促進	自主防災組織の編成を自治会長に依頼するにあたり、女性の参画の重要性を「自主防災のてびき」に記載し、自治会長に配付している。	なし	引き続き実施する。	A	防災対策課
①地域活動への男女の参画促進	①市消防操法大会（6月） ②県消防操法大会（8月） ③年末夜警（12月）	なし	各務原市女性分団として、防火・防災教育、応急手当の普及をさらに務める。	B	消防総務課
①地域活動への男女の参画促進	令和5年度に計画していた指導者研修会、クラブ員対象の普通救命講習を実施した。以前より女性に限定した組織であったため、あり方を検討し、令和5年度をもって、女性防火クラブは解散となった。	住宅防火の推進者の育成	性別にとらわれず、新たに住宅防火の推進者を育成する講座等を実施する。	B	予防課
①地域活動への男女の参画促進	美しいまちづくり条例に基づく環境美化監視員への就任状況は41.5%（25人/67人）	自治会から選出いただいている監視員は女性比率が低い傾向にある。	引き続き女性の参加を促す。	B	環境政策課
①地域活動への男女の参画促進	地域の自立した活動に対して、性別を意識した促しは行っていない。			D	青少年教育課
②まちづくり活動における男女共同参画の推進	まちづくり支援相談、まちづくり担い手マッチング事業において、市民活動団体の「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」のサポートを行った。	なし	引き続き、各事業を通じ男女共同参画社会の形成の促進を図る活動のサポートを行う。	A	まちづくり推進課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅱ.あらゆる分野における男女共同参画の促進
課題	2.地域社会における男女共同参画の促進

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(2) 男女共同参画の視点を 取り入れた防犯、防災・災害 復興体制の整備	①安全・安心のまちづくり の推進	・ 公共的な施設のバリアフリー化に関係機関と連携して取り組みます。 ・ 犯罪防止のため、道路、公園などの点検・整備を実施します。 ・ 防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。	河川公園課 道路課 まちづくり推進課 関係各課
	②防災・災害復興体制の整備	・ 地域防災計画・災害復興の策定、健康危機管理対策などに女性が参画します。 ・ 避難所運営など地域の防災活動への女性の参加を促進します。	防災対策課 健康管理課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①バリアフリー化を進めた公園数（箇所）	2	2	3	3		3	河川公園課
①防犯灯設置箇所数（箇所）	130	112	114	88		100	道路課
②現地連絡所員うち女性の人数・登用率（人・％）	45・36	45・36	51・40	44・35		45・36	防災対策課
②防災ひとづくり講座の女性参加数（人）	8	—	2	5		15	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針	評価	担当課
①安全・安心のまちづくりの 推進	・ 野口公園における施設更新工事において、 バリアフリー対応の多目的トイレを設置した。 ・ 鵜沼台西公園の階段に手すりを設置した。 ・ 清住第2、第3、第4公園のリニューアル 整備工事において、バリアフリー対応の園 路、水飲み場を設置した。 ・ 公園施設の点検を年3回実施した。	バリアフリー未対応の公園・ トイレが多数を占めており、 整備に時間を要する。	・ 引き続きバリアフリー化を 進める ・ 公園施設の点検結果に従 い、優先順位を定め、迅速に 修繕を行う。	A	河川公園課

①安全・安心のまちづくりの推進	自治会要望に基づき、防犯灯の設置・更新 88基	防犯灯の球切れは、市民からの通報がないと気が付かないことがある。	例年通り自治会要望に基づき設置更新を実施する。	A	道路課
①安全・安心のまちづくりの推進	各務原地区防犯協会連合会において、子ども、女性に対する地域安全情報の提供による犯罪の未然防止と再発防止を呼びかけた。	子どもと女性を対象とした凶悪犯罪が増加傾向にある。	引き続き未然防止、再発防止を呼びかける。	B	まちづくり推進課
②防災・災害復興体制の整備	各務原市防災会議の委員33名の内4名が女性である。また、現地連絡所員126名の内44名が女性である。	なし	引き続き実施する。	A	防災対策課
②防災・災害復興体制の整備	医療対策班行動計画に基づき、4か所ある拠点救護所の担当毎に必要な物品を見直した。医療対策班員37名のうち、33名が女性である。	人事異動に伴う班員の配置変更がある。班員各々が役割を理解する必要がある。	班員各々の役割を理解し動けるよう設置・運営マニュアルを見直し、周知徹底する。	B	健康管理課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅲ.働く場における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】
課題	1.男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランス

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 家事・子育て・介護などにおける男女共同参画の促進	①ワーク・ライフ・バランスの周知	ワーク・ライフ・バランスの周知・ワーク・ライフ・バランスや、性別による固定的役割分担意識の改善に向けて、啓発を行います。 ・仕事と家庭の両立支援の必要性についてのセミナーなどを開催します。	まちづくり推進課 商工振興課
	②働き方改革の推進	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、事業者には長時間労働の是正などの啓発を行います。 ・男性の仕事中心という意識の見直しへの啓発を推進します。	まちづくり推進課 商工振興課 人事課 子育て応援課
	③「早く家庭に帰る日」の積極的な実践	・岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進企業制度の啓発とともに、事業者などに「早く家庭に帰る日」の実践を促します。	商工振興課 人事課 関係各課
	④多様な働き方の促進	・パートタイム労働法、派遣労働法などの周知・啓発を行います。 ・事業者に対し、男女が家庭の責任を果たせるよう、適切な就業形態や職場慣行の普及を図ります。 ・時差出勤、在宅勤務、フレックスタイム制度※などの導入を奨励します。 ・ファミリー・フレンドリー企業※の取り組みなどの情報を提供します。	商工振興課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①とも☆きら講座参加者数・男性参加率（人・％）	10・100	16・19	35・43	36・50		30・50	まちづくり推進課
②企業訪問数（社）	84	213	49	99		UP	商工振興課
③「早く家庭に帰る日」実施企業数（社）	85	68	117	75		90	まちづくり推進課
④職場見学会参加企業数・参加企業うち実際に就業のあった企業数（社・社）	66・20	54・19	9・3	12・4		UP	商工振興課
④合同企業説明会＆相談会の高齢者参加者数・参加企業のうち就業のあった企業数（人・社）	80・4	20・2	33・2	62・3		UP	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方向性	評価	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの周知	仕事と私生活の両立を応援する「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を5回、キャリアカウンセラーとの個別相談会を3回開催した。	個別相談会の希望者が少ない。	相談会について、仕事に就いている方も参加しやすいような開催日時を検討する。	B	まちづくり推進課
①ワーク・ライフ・バランスの周知	市内企業向けに開催した「新規学校卒業者求人取扱説明会」や、各務原市雇用・人材育成推進協議会理事会において、男女共同参画に関連する施策や認定制度についての周知を行った。	人材不足の課題を抱える企業においては、柔軟な働き方や休暇等の制度を充実させることが難しいと思われる。	引き続き実施する。	A	商工振興課
②働き方改革の推進	男女共同参画週間について、SNSや文字表示板、庁内放送、広報紙にて周知した。また、中央図書館にて父子手帳や相談窓口のチラシを設置した。	なし	引き続き実施する。	A	まちづくり推進課
②働き方改革の推進	市内企業向けに開催した「新規学校卒業者求人取扱説明会」や、各務原市雇用・人材育成推進協議会理事会において、男女共同参画に関連する施策や認定制度についての周知を行った。	人材不足の課題を抱える企業においては、柔軟な働き方や休暇等の制度を充実させることが難しいと思われる。	引き続き実施する。	A	商工振興課
②働き方改革の推進	育児や介護に関する休暇・休業等の制度について、職員がいつでも閲覧できる環境を整えている。また、相談に随時応じ、情報提供を行った。	制度の充実や意識の改革等、多面的に取り組む必要がある。	制度の検討やWLBの啓発等に取り組む。	B	人事課
②働き方改革の推進	子ども館では、男性保護者も参加しやすい雰囲気づくりに心掛け、土日に参加できる「みんなであそぼ～週末バージョン」などの開催をしている。	なし	引き続き実施する。	B	子育て応援課

③「早く家庭に帰る日」の積極的な実践	啓発や説明機会の依頼がなかったため、周知を行っていない。	県の取り組みであるため、県として積極的に周知を図るべきである。	メルマガ配信により、市内企業に周知を行う。	C	商工振興課
③「早く家庭に帰る日」の積極的な実践	職員が当該日に早く退庁することができるよう、各部課等の長に対して、年4回周知・啓発を実施した。	全ての職員に浸透していない。	引き続き実施する。	A	人事課
④多様な働き方の促進	市内企業向けに開催した「新規学校卒業者求人取扱説明会」や、各務原市雇用・人材育成推進協議会理事会において、男女共同参画に関連する施策や認定制度についての周知を行った。	人材不足の課題を抱える企業においては、柔軟な働き方や休暇等の制度を充実させることが難しいと思われる。	引き続き実施する。	A	商工振興課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅲ.働く場における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】
課題	1.男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランス

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(2) 子育て支援の充実	①子育て相談体制の充実	・妊娠期から子育て期における切れ目のない相談体制を充実し、悩みや不安など精神的負担の軽減を図ります。 ・子育て情報の提供を行います。 ・子育てに関する講座、セミナーを開催し、悩みの解消に努めます。	子育て応援課 子ども家庭支援課 健康管理課 教育センター 青少年教育課 いきいき楽習課 (各ライフデザインセンター)
	②地域における子育て支援機能の充実	・放課後子ども教室、放課後児童クラブなど地域における子育て支援の充実を図ります。 ・子ども館の充実を図ります。 ・子育てサークルを育成、支援します。 ・子育て広場を開催します。	子育て応援課 教育総務課 青少年教育課
	③多様なニーズに対応した保育サービスの充実	・延長保育など、保護者の就労形態に合わせた保育サービスを提供します。 ・多様なニーズに合わせた子育ての情報を提供します。	子育て応援課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①母子健康包括支援センターでの相談件数(件)	1,566	1,691	1,491	1,261		1700	子ども家庭支援課
①子育てに関する長期講座・登録講師講座・子育て支援講座参加者数(人)	48	59	117	130		80	中央ライフデザインセンター
	64	106	115	125		80	西ライフデザインセンター
	56	102	148	143		90	川島ライフデザインセンター
	9	214	198	183		80	東ライフデザインセンター
①少年電話相談件数(件)	29	13	14	23		30	青少年教育課
①子育て広場実施回数(回)	78	117	146	157		200	
②「みんなあつまれ」の実施回数(回)	8	8	17	17		17	子育て応援課
②「あかちゃんあつまれ」実施回数(回)	63	57	105	110		100	
③延長保育・一時預かり等の特別保育実施箇所数(箇所)	18	23	23	23		16	
③子育て支援情報紙発行回数(回)	12	12	12	12		12	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方向性	評価	担当課
①子育て相談体制の充実	子ども館では随時育児相談に対応している。	なし	引き続き実施する。	B	子育て応援課
①子育て相談体制の充実	妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩みや不安に対し、児童福祉を始めとした関係機関と相互に連携を図りながら、包括的かつ継続的に支援を実施することで、育児不安や虐待の予防を図った。	複雑な家庭背景や問題を抱えている妊産婦、子育て家庭が増えているため、さまざまな関係機関と連携を図りながら、継続的に支援していく必要がある。	令和6年4月より、母子保健機能の「母子健康包括支援センター」と児童福祉機能の「家庭児童相談室」を一体化し、すべての妊産婦・こども、子育て家庭への相談支援を行うこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育てまで切れ目のない包括的な支援を推進する。	A	子ども家庭支援課
①子育て相談体制の充実	・臨床心理士・公認心理師・相談員等による電話、来所、訪問相談を実施した。場合によっては、学校、他課、外部機関と情報を共有し、よりよい対応を考えた。 ・子育てに関わる様々な課題について学べる講座を開設し、情報収集や気づきの場を提供した。 ・予約不要の「教育相談保護者会」「おしゃべりサロン」を実施し、互いの悩みを気軽に話し合える場を提供した。	子育て講座に関しては、参加者が少ない場合が多い。保護者や市民に向けての情報提供を工夫していく。	・保護者・児童生徒・市民に子育てや子どもの成長に関わる相談体制を充実させる。 ・Ｌｏｇｏフォームによる申込やスマート連絡帳による周知など手軽に受講できる工夫をしていく。	A	教育センター

①子育て相談体制の充実	・少年センターにおいて電話相談を実施し、23件の電話相談に対応を行った。 ・市内の幼・保・小・中において157回の子育て広場が開催され、延べ14,005人が参加した。	なし	継続して実施する。	A	青少年教育課
①子育て相談体制の充実	託児付き講座や子どもと共に参加できる講座を開講し、子育ての負担軽減や子育て中のストレス軽減に資することができた。	なし	継続して実施する。	B	各ライフデザインセンター
①子育て相談体制の充実	あさひこども館との交流講座として、芋ほり会、あそぼう会を実施した。	なし	令和5年度と同様に、引き続き実施していく。	B	東ライフデザインセンター
②地域における子育て支援機能の充実	・子ども館では止口に「みんなであそぼ～週末バージョン」を開催した。 ・「あかちゃんあつまれ」に参加した親子を中心にサークルの育成支援を行った。	なし	継続する。	B	子育て応援課
②地域における子育て支援機能の充実	・放課後や学校長期休業期間に保護者が家庭にいない小学生を対象に、全17小学校区20施設で放課後児童クラブを実施し、月平均利用人数は1309人。（昨年度比+99人）。 ・令和5年度からは、働く保護者の増加や土曜日開所を希望する声を受け、市内3か所のクラブで土曜日開所を実施した。	共働き世帯の増加などにより、クラブの利用児童は増加傾向であり、今後も待機児童を発生させないよう、学校及び委託業者と協力して取り組む必要がある。	働き方の多様化を鑑み、保護者が男女共に働きやすい環境を作ることができるよう、今後も事業を継続・発展させていく。	A	教育総務課

②地域における子育て支援機能の充実	・全17小学校において、138回の放課後子ども教室を実施し、延べ3,098人の児童が参加した。 ・幼・保・小・中を対象とした学級長会を開催し、交流を行った。	放課後子ども教室に携わるボランティアの高齢化により、運営体制の維持が難しくなっている。	継続して実施する。	A	青少年教育課
③多様なニーズに対応した保育サービスの充実	市内の公私立保育所（園）、認定こども園地域型保育事業所において、延長保育、一時預かり等の特別保育を実施した。	なし	継続する	A	子育て応援課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅲ.働く場における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】
課題	1.男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランス

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(3) 育児・介護休業制度の普及・充実	①家事・子育て・介護に対する社会的、地域的に形成された性別意識改革の促進	・家事、育児、介護に男性の積極的な参加を促す啓発を行います。 ・介護が女性だけの負担にならないよう、地域包括ケアシステムの充実と情報提供を図ります。	まちづくり推進課 高齢福祉課
	②育児・介護休業取得促進	・育児、介護休暇を取りやすい職場環境づくりに向けて、各種媒体を活用して事業者などへの啓発を促進します。	商工振興課 人事課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①とも☆きら講座参加者数・男性参加率（人・％）	10・100	16・19	35・43	36・50		30・50	まちづくり推進課
②男性の育児休暇取得人数（％）	0	5.3	25.9	40		13	人事課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方向性	評価	担当課
①家事・子育て・介護に対する社会的、地域的に形成された性別意識改革の促進	パートナーと参加する講座を通して男女共同参画について考える「とも☆きら講座」を2回開催した。 第1回：老後資金について 第2回：掃除術について	・参加者の確保 ・イベント周知の強化	より多くの夫婦・カップルに参加してもらうため、興味を惹くような講座を企画する。	A	まちづくり推進課
①家事・子育て・介護に対する社会的、地域的に形成された性別意識改革の促進	介護と仕事の両立を目指す方などの相談を地域包括支援センター等と連携し相談機能の充実を図った。	介護休業制度の利用や手続きの周知が不足している。	引き続き実施する。	A	高齢福祉課

②育児・介護休業取得促進	市内企業向けに開催した「新規学校卒業者求人取扱説明会」や、各務原市雇用・人材育成推進協議会理事会において、制度の周知を行った。	人材不足の課題を抱える企業においては、柔軟な働き方や休暇等の制度を充実させることが難しいと思われる。	引き続き実施する。	A	商工振興課
②育児・介護休業取得促進	近年、育児休業に関する制度拡充や取得要件を緩和したため、周知に努めた。また、制度周知に努めたことなどにより、ここ数年取得者がいなかった介護休業を複数の職員が取得した。	制度の充実や周知、意識の改革等、多面的に取り組む必要がある。	引き続き、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努める。	A	人事課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅲ.働く場における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】
課題	2.働く場における男女共同参画の促進

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 雇用機会の拡大と待遇の確保の促進	①ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に自主的に取り組む事業者の拡大	・雇用における男女平等とポジティブ・アクションの導入効果などの情報を各種媒体を活用して提供します。	商工振興課
	②女性の経営者や就業者が少ない分野における女性の活躍推進	・農林・商工業など、女性が少ない分野での女性の活躍を情報提供などにより支援します。 ・自営業、農林・商工業など、女性が経営や運営に参画し、待遇が確保されるよう情報提供します。 ・家族農業経営において、家族がともに経営のパートナーとして位置づけられるよう家族経営協定※の締結などの情報を提供します。	商工振興課 農政課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①雇用における男女平等、ポジティブアクションに関する情報提供件数（件）	0	0	0	0		UP	商工振興課
②経営改善計画の作成支援件数（件）	1	0	3	0		1	農政課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針性	評価	担当課
①ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に自主的に取り組む事業者の拡大	啓発や説明機会の依頼がなかったため、周知を行っていない。	国の取り組みであるため、国として積極的に周知を図るべきである。	メルマガ配信により、市内企業に周知を行う。	C	商工振興課
②女性の経営者や就業者が少ない分野における女性の活躍推進	市内企業で働く若手社員を紹介する「キャリアデザインマガジン」を大学や高等学校で就職イベントを開催した際に配布。	なし	引き続き実施する。	A	商工振興課

②女性の経営者や就業者が少ない分野における女性の活躍推進	岐阜農林事務所やJAぎふ等とも連携し、新規就農や経営改善を望む女性営農者の相談に対応するなどして情報提供を行った。	女性営農者の数が少ない。	農業の分野において女性が経営や運営に参画し、待遇が確保されるよう引き続き情報提供及び啓発に取り組む。	C	農政課
------------------------------	---	--------------	--	---	-----

○第4次かみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	Ⅲ.働く場における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】
課題	2.働く場における男女共同参画の促進

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(2) 女性の就業・起業への支援	①女性の再就職・起業支援の充実	・再就職に関するセミナーの開催や情報を提供します。 ・相談窓口を整備します。 ・起業をめざす女性に対して、商工会議所と連携して創業支援セミナーなど必要な情報や学習の機会を提供します。	まちづくり推進課 商工振興課 子育て応援課
	②女性の能力発揮促進のための援助	・女性の職業意識を高めるための情報の提供に努めます。 ・職業能力を高める講座情報や資格取得、技術取得などの情報を提供します。	商工振興課 まちづくり推進課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①女性応援セミナー 参加者数（人）	97	39	40	65		100	まちづくり推進課
①私らしい働き方相談 参加者数（人）	14	8	4	3		20	
②合同企業説明会「おしごと座談会」参加者数・参加企業数（人・社）	0	3・1	15・6	50・15		10・5	商工振興課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針	評価	担当課
①女性の再就職・起業支援の充実	仕事と私生活の両立を応援する「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を5回、キャリアカウンセラーとの個別相談会を3回開催した。	個別相談会の希望者が少ない。	相談会について、仕事に就いている方も参加しやすいような開催日時を検討する。	B	まちづくり推進課
①女性の再就職・起業支援の充実	・実際の職場を見学する「女性向け企業見学会」を開催した。6社・延べ27名参加 ・女性の働き方に理解のある企業を集めた、「女性向け合同企業説明会」を2回開催した。15社・50名参加	なし	引き続き実施する。	A	商工振興課

①女性の再就職・起業支援の充実	ハローワーク岐阜の「マザーズコーナー」や、女性の再就職・起業支援に関する情報を、窓口や子ども館に設置した。	なし	引き続き実施する。	B	子育て応援課
②女性の能力発揮促進のための援助	V Rテクノセンターが実施する職業能力を高める研修について、市のホームページや広報紙で発信した。	なし	引き続き実施する。	A	商工振興課
②女性の能力発揮促進のための援助	ハローワーク岐阜からの母親向け「マザーズコーナー求人情報誌」を月2回各子ども館に設置した。	なし	引き続き実施する。	A	まちづくり推進課

○第4次かみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	IV.ともに生きる社会環境整備
課題	1.生涯を通じて健康で自立した豊かな生活を営むための支援

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 生涯にわたる健康の確保	①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発	・性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の理念が定着するように、セミナーや講座などにより普及・啓発を図ります。 ・性と生殖に関する相談体制の充実を図ります。 ・児童生徒が性に対する正しい知識、情報を得て、適切な判断や意思決定ができるよう、性に関する指導の充実に努めます。 ・HIV（エイズ）や性感染症などについて、正しい知識を持ち、予防ができるように、セミナー開催やパンフレット配布などで普及を図ります。	健康管理課 学校教育課
	②健康に関する相談体制の充実	・安全な妊娠・出産への支援を図ります。 ・各種健康診査・検診の受診促進を図ります。 ・性産医療についての情報提供に努めます。 ・思春期・更年期・認知症などの健康に関する相談や講座の開催、情報提供などを行います。 ・健康について相談できる体制を充実します。	健康管理課 学校教育課 高齢福祉課 青少年教育課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
②妊婦相談件数(件)	988	886	963	934		1,000	健康管理課
②マタニティ広場参加人数（人）	237	289	358	423		660	
②子宮がん検診・乳がん検診受診者総数（人）	4,685	4,409	4,643	4,572		UP	高齢福祉課
②地域包括支援センター相談受付件数（件）	9,604	14,493	856	11,107		11,600	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針	評価	担当課
①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発	女性の健康についての情報をウェブに掲載し、情報提供を行った。	女性の健康づくりについて引き続き情報提供をしていく。	引き続き実施する。	A	健康管理課

①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発	・各小中学校では、性に関する指導を各教科・特別活動など教育活動全体を通して学習し、正しい知識を習得し、適切な意思決定や行動の選択もできるよう学習している。 ・学校では、養護教諭やスクール・カウンセラーを中心に相談体制が整えられている。また、日常的な相談体制を充実させている。	なし	引き続き実施する。	A	学校教育課
②健康に関する相談体制の充実	・すべての妊婦に対し、出産・育児等の見通しを立てるための面談を実施した。また、妊婦と夫を対象としたマタニティ教室を実施した。 ・女性の健康づくりを推進するため、広報やウェブサイトで「女性のための健康相談」を周知した。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診等の受診勧奨を実施。 ・乳がん検診において、乳がんの自己検診、更年期の健康について情報提供を行った。	・「女性のための健康相談」の利用者が少ない。 ・乳がん検診の受診者数が伸び悩んでいる。	・月1回の「女性のための健康相談」を平日9～11時とし、利用できる日程を広げ実施する。 ・乳がん検診の受診者の増加を図るため個別通知等を継続して実施する。	B	健康管理課
②健康に関する相談体制の充実	・健康診断の結果や健康観察による児童生徒の健康状態を把握し、健康相談の必要な児童生徒・保護者に対して、養護教諭を中心に学校医・学校歯科医などと連携し相談体制を充実させている。	なし	引き続き実施する。	A	学校教育課
②健康に関する相談体制の充実	市内7個所に設置されている地域包括支援センターにて、高齢者の介護、福祉、医療等に関する様々な相談に応えた。また、認知症地域支援推進員により、認知症の人やその家族の相談や悩みに応えた。	高齢化、核家族化が進む中、相談、支援件数は増加し内容も複雑化している。	引き続き実施する。	A	高齢福祉課
②健康に関する相談体制の充実	未実施			D	青少年教育課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	IV.ともに生きる社会環境整備
課題	1.生涯を通じて健康で自立した豊かな生活を営むための支援

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(2) 様々な困難を抱える 男女の生活の安定と自立支援	①ひとり親家庭への支援	・ひとり親家庭に対しての相談体制の充実を図ります。 ・ひとり親家庭に必要な情報の提供を推進します。 ・ひとり親家庭の自立に必要な各種サポート制度の充実を図ります。	子ども家庭支援課 医療保険課
	②高齢者・障がい者・外国人市民・性的少数者などへの支援	・高齢者や障がい者、外国人市民の自立支援に向けて、ボランティアなどにより地域の見守りを図ります。 ・高齢者・障がい者・外国人市民・性的少数者などが安心して生活できる環境づくりに努めます。 ・各務原市人権施策推進指針の分野別施策に基づき、人権教育・啓発活動を推進します。 ・各務原国際協会などと連携し、外国人市民と日本人市民が相互理解を図る機会を設け、外国人市民の社会参加を促進します。	高齢福祉課 社会福祉課 観光交流課 まちづくり推進課 関係各課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①法律相談 相談件数（件）	224	262	285	316		250	まちづくり推進課
①女性のための法律相談 相談件数（件）	46	33	38	38		50	
①養育費と面会交流に関する法律相談 相談件数（件）	6	2	3	4		8	
②安心ネットワーク事業協定締結事業所数（事業所）	396	399	409	410		415	高齢福祉課
②地域包括支援センター 相談受付件数（件）	9,604	14,493	11,469	11,107		11,600	
②高齢者対象の交通安全、防犯、消費生活講座参加者数（人）	交通安全153名、 防犯111名、 消費生活39名	交通安全344名、 防犯42名、消費生活0名	交通安全411名、 防犯240名、 消費生活289名	交通安全214名、 防犯219名、 消費生活127名		それぞれ300名ずつ	まちづくり推進課
②多文化共生事業（日本語教室など）（回）	394	235	355	362		440	観光交流課
②国際交流員による外国人相談件数（件）	1,791	1,201	657	444		400	
②キムチ漬け講習会 開講回数（回）	0	1	2	4		2	
②国際交流事業イベント開催回数（回）	5	8	6	8		5	
②外国語広報紙発行回数（回）	12	12	12	12		12	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方向性	評価	担当課
①ひとり親家庭への支援	・相談者のニーズに応じた情報の提供に努めるとともに、各種ひとり親施策の周知を図った。 ・ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金などの支給を実施した。	個々の利用者に合った制度を案内するのが難しい。	各種制度の情報収集をしながら、相談者のニーズを確認するためアンケートを行う（8月を予定）	A	子ども家庭支援課
①ひとり親家庭への支援	母子家庭等医療対象人数：1,967人 父子家庭医療対象人数：102人	児童扶養手当と母子・父子医療で受給状況に相違があること。	子ども家庭支援課の児童扶養手当担当者と連携を図り、児童扶養手当の決定状況を確認しながら、確実に母子・父子医療の認定を進める。	S	医療保険課
②高齢者・障がい者・外国人市民・性的少数者などへの支援	高齢者の孤立死防止、行方不明者の早期発見のため、民間事業所等と協定を結ぶなど、見守りの目を増やし、安全・安心な体制の構築に努めた。	なし	引き続き実施する。	A	高齢福祉課
②高齢者・障がい者・外国人市民・性的少数者などへの支援	・高齢者や障がい者、外国籍市民の自立支援に向けて、ボランティアなどにより地域の見守りを図った。 ・介護が女性だけの負担にならないよう、地域包括ケアシステムの充実と情報の提供を図った。 ・外国籍市民が生活しやすい環境づくりのため、外国語による情報発信や生活・防災・子育てなどの相談を行った。	ボランティアの高齢化。	引き続き実施する。	A	社会福祉課
②高齢者・障がい者・外国人市民・性的少数者などへの支援	外国人市民の親子や社会人が日本で生活するうえで必要な日本語教室を開催した。また、外国人市民が日本に馴染めるような様々なイベントを開催した。	外国人に対する差別は非常に少ないが、更に馴染める環境づくりが必要である。	日本人市民と外国人市民がお互いに理解しあえるための施策を引き続き実施していく。	A	観光交流課
②高齢者・障がい者・外国人市民・性的少数者などへの支援	・高齢者を対象とした交通安全、防犯、悪質商法の講座を実施した。 ・LGBTをテーマにした講演会を実施した。	なし	引き続き実施する。	A	まちづくり推進課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	IV.ともに生きる社会環境整備
課題	1.生涯を通じて健康で自立した豊かな生活を営むための支援

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(3) 趣味・生きがい・健康づくりの推進	①文化・スポーツの振興・普及	・趣味や生きがい・健康づくりのための講座・セミナーを開催します。 ・趣味や生きがい・健康づくりのための団体を育成、支援します。	スポーツ課 いきいき学習課 (各ライフデザインセンター) 関係各課
	②高齢者の生きがいづくりの推進	・生涯現役促進協議会事業を通じた高齢者の就労や、ボランティアなどの社会参画を促します。	高齢福祉課 いきいき学習課 (各ライフデザインセンター) 商工振興課 関係各課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①長短期講座、登録講師講座、夏休み子ども講座、ライフカレッジの講座参加者数（人）	575	799	1,093	1,246		1,000	中央ライフデザインセンター
	1,122	1,476	1,698	2,090		2,400	西ライフデザインセンター
	690	1,189	1,477	1,812		1,630	川島ライフデザインセンター
	528	1,122	1,184	1,298		1,000	東ライフデザインセンター
①発表会参加団体数（団体）	0	0	45	56		20	中央ライフデザインセンター
	10	16	48	42		30	西ライフデザインセンター
	0	0	74	57		20	川島ライフデザインセンター
	0	13	41	38		20	東ライフデザインセンター
①まちづくり活動助成金 交付件数（件）	109	116	123	134		155	まちづくり推進課
②職場見学会参加企業数・参加企業うち実際に就業のあった企業数（社・社）	66・20	54・19	9・3	12・4		UP	商工振興課
②合同企業説明会＆相談会の高齢者参加者数・参加企業のうち就業のあった企業数（人・社）	80・4	20・2	33・2	62・3		UP	
②シニアクラブ登録団体数（団体）	116	109	104	97		120	高齢福祉課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方向性	評価	担当課
①文化・スポーツの振興・普及	スポーツスクール及びコーディネーショントレーニングを実施した。 ●スポーツスクール ：13種日、延べ394人 ●コーディネーション ：2日間（R6.1.27、R6.2.24）延べ145人	種目による参加者のバラつきを減らす。 各スポーツにおける指導者の需要が高まる一方で、資質向上のための研修会や講習会が必要である。	スポーツスクールは複数年で利用状況をみて種目の変更を検討する。 コーディネーショントレーニングは指導者の資質の向上と、各スポーツにおける指導者の高齢化や人材不足の解消し次世代の指導者育成のため、引き続き指導者育成施策を行う。	A	スポーツ課
①文化・スポーツの振興・普及	長期講座、短期講座、登録講師講座を開講し、趣味や健康づくりの育成や支援に努めた。	男性の受講者が少ないため、男性の参加を促す講座が必要。	引き続き実施する。	B	各ライフデザインセンター
②高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者の主たる活動団体であるシニアクラブの活動支援、参加促進を図った。	民間サービスが充実しており参加団体数は減少傾向である。	引き続き実施する。	B	高齢福祉課
②高齢者の生きがいづくりの推進	ライフカレッジ蘇原、長期講座、短期講座などを開講し、高齢者の生きがいづくりの支援に努めた。	受講者の固定化など、今後の在り方について検討を要する。	引き続き実施する。	B	各ライフデザインセンター
②高齢者の生きがいづくりの推進	実際の職場を見学する「シニア向け企業見学会」を開催した。延べ16名参加	・企業ニーズがない ・求職者が集まらない	R5年度と同様に実施。	A	商工振興課

○第4次かみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	IV.ともに生きる社会環境整備
課題	2.暴力を許さない安心して生活できる社会づくり【DV対策基本計画】

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(1) 啓発・教育の推進	①各種広報活動の推進	・DV防止に関する法制度や支援についての情報を提供します。 ・セクハラやパワハラ、DVに関するセミナー開催などによる啓発を行います。	子ども家庭支援課 まちづくり推進課
	②職場におけるセクハラ、パワハラなどの防止対策の徹底	・事業者に対して、セクハラ、パワハラ、マタハラなどの防止を各種媒体を活用して啓発するとともに防止対策を促します。 ・セクハラ、パワハラなどを根絶するための情報提供や啓発、研修を実施します。	商工振興課 人事課
	③デートDV防止対策の推進	・デートDV防止に向けた啓発を強化します。	まちづくり推進課
	④性の商品化や女性に対する暴力の防止啓発の充実	・性犯罪・ストーカー行為・売買春などの防止に向けた情報提供、啓発を強化します。 ・性の商品化防止を呼びかけます。	子ども家庭支援課 学校教育課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①女性のための法律相談 相談人数（人）	46	33	38	38		50	まちづくり推進課
②パワーハラスメント防止研修参加者数（人）	25	23	20	22		125	人事課
③広報紙や市ホームページでのデートDVに関する啓発回数（回）	1	1	1	1		3	まちづくり推進課
④女性への暴力防止啓発物品の配布数（個）	600	620	620	620		700	子ども家庭支援課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方針性	評価	担当課
①各種広報活動の推進	女性に対する暴力をなくす運動期間中などに窓口や総合案内などで啓発物品等を配布し広報した。	なし	引き続き実施する。	A	子ども家庭支援課

①各種広報活動の推進	・女性弁護士による法律相談について、広報紙への記事の掲載や相談窓口一覧のチラシを市内各所に設置することにより、周知を行った。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間中に相談窓口を含め、運動についての啓発記事を広報紙に掲載した。	なし	引き続き実施する。	A	まちづくり推進課
②職場におけるセクハラ、パワーハラなどの防止対策の徹底	市内企業向けに開催した「新規学校卒業省求人取扱説明会」や、各務原市雇用・人材育成推進協議会理事会において、パワーハラスメントの防止措置の周知を行った。	なし	引き続き実施する。	A	商工振興課
②職場におけるセクハラ、パワーハラなどの防止対策の徹底	国家公務員のハラスメント防止週間である12月を中心に周知啓発し、相談しやすい環境整備に努めた。また、同じく12月に管理・監督職員（係長以上）を対象としたパワーハラスメント防止研修を実施し、未然防止策を講じた。	全職員に浸透していない。	引き続き実施する。	A	人事課
③デートDV防止対策の推進	広報紙にデートDVに関する記事を掲載した。	なし	引き続き実施する。	A	まちづくり推進課
④性の商品化や女性に対する暴力の防止啓発の充実	女性相談員が相談者のニーズに応じて、法制度や支援についての情報提供を図った。	特になし	引き続き実施する。	A	子ども家庭支援課

④性の商品化や女性に対する暴力の防止啓発の充実	・各小中学校では、性に関する指導を各教科・特別活動など教育活動全体を通して学習し、正しい知識を習得し、適切な意思決定や行動の選択もできるよう学習している。 ・学校では、養護教諭やスクール・カウンセラーを中心に相談体制が整えられている。また、日常的な相談体制を充実させている。	なし	引き続き実施する。	A	学校教育課
-------------------------	--	----	-----------	---	-------

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	IV.ともに生きる社会環境整備
課題	2.暴力を許さない安心して生活できる社会づくり【DV対策基本計画】

《評価基準について》

S：事業完了 A：十分できている B：ややできている
C：あまりできていない D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(2) 相談体制の周知と連携の強化	①被害者の相談・保護などの支援体制の推進	・DV、セクハラ、パワハラなどに対する相談体制を充実します。 ・DV被害者支援に係る関係機関との連携体制を強化します。	子ども家庭支援課 高齢福祉課 まちづくり推進課
	②相談窓口の周知や相談窓口間の連携	・広報・チラシなどによる相談窓口の周知に努めます。 ・県や民間支援団体などのほか、児童虐待や高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援、多重債務者などの関係課の相談窓口との連携を図ります。	子ども家庭支援課 高齢福祉課 社会福祉課 まちづくり推進課 関係各課
	③相談員の資質向上と二次的被害の防止	・関係課や民間支援団体で被害者の相談や支援にあたる職員は、研修を受講し資質の向上を図ります。 ・相談にあたる職員に、研修などを通じ二次的被害を発生させないように周知します。	子ども家庭支援課 関係各課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①高齢者虐待についての相談件数（件）	249	220	346	289		DOWN	高齢福祉課
②広報紙やチラシによる相談窓口のPR回数（回）	3	3	3	2		6	子ども家庭支援課
②広報紙や市ホームページ、出前講座での相談日程のPR回数（回）	2	2	14	12		10	まちづくり推進課
③研修会参加者数（人）	3	4	3	620		5	子ども家庭支援課

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方向性	評価	担当課
①被害者の相談・保護などの支援体制の推進	係内での情報共有、関係機関でケース検討会議を積極的に行うなど、支援体制、連携体制の強化を図った。	複合的な課題を抱える相談者に対して、多方面からの支援が必要。	引き続き相談者の抱える課題を把握し、適切な支援につなげていく。	A	子ども家庭支援課

①被害者の相談・保護などの支援体制の推進	警察や地域包括支援センター、関係機関と連携を図り、虐待通報への迅速な対応に努めた。	相談内容が複雑化しており、困難事例が多くなっている。	引き続き実施する。	A	高齢福祉課
①被害者の相談・保護などの支援体制の推進	犯罪被害者相談や法律相談などの市民相談窓口を周知した。	なし	引き続き実施する。	A	まちづくり推進課
②相談窓口の周知や相談窓口間の連携	広報紙やチラシなどにより、相談窓口のPRに努めた。相談者に対し、必要に応じてケース検討会議を開催し、関係機関が連携して包括的な支援が行えるよう務めた。	なし	引き続き実施する。	A	子ども家庭支援課
②相談窓口の周知や相談窓口間の連携	高齢者福祉の手引き等を作成し、相談支援のPRに努めた。	相談内容が障がいや生活困窮、健康相談など多岐に渡り相談窓口がわかりにくい。	引き続き実施する。	A	高齢福祉課
②相談窓口の周知や相談窓口間の連携	・広報・チラシなどによる相談窓口のPRに努めた。 ・県や民間支援団体などのほか、児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待、青少年支援、多重債務者などの関係課の相談窓口との連携を図った。	休日や夜間時の対応	引き続き実施する。	A	社会福祉課
②相談窓口の周知や相談窓口間の連携	広報紙や市ウェブサイトで相談日程などをPRした。	なし	引き続き実施する。	A	まちづくり推進課
③相談員の資質向上と二次的被害の防止	県等が実施する研修会に積極的に参加し、相談スキルの向上を図った。また、必要に応じて係内でケース会議を行い、相談者に適切な支援を行うよう務めた。	なし	引き続き実施する。	A	子ども家庭支援課

○第4次かかみがはら男女共同参画プラン事業の取組状況

基本目標	IV.ともに生きる社会環境整備
課題	2.暴力を許さない安心して生活できる社会づくり【DV対策基本計画】

《評価基準について》

S：事業完了　A：十分できている　B：ややできている
C：あまりできていない　D：本年度対象事業なし

●施策の方向性	●主な事業	●内容	●担当課
(3) 安全の保障と自立に向けた支援	①通報への迅速・的確な対応	・警察や県配偶者暴力相談支援センター、民間機関などと連携し、被害者の迅速で円滑な一時保護を図ります。また、関係者間の情報は必要最小限とし適切に管理します。	子ども家庭支援課 高齢福祉課 社会福祉課 関係各課
	②被害者の生活再建に向けた支援	・被害者の自立した生活再建のために、心のケアを行うとともに、裁判所・役所などにおける手続きの援助など、被害者の状況に応じて多様な支援を行います。	子ども家庭支援課 高齢福祉課 関係各課
	③DV被害者支援に係る関係機関との連携促進	・各務原市要保護児童対策及びDV対策地域協議会でDV被害者の支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。	子ども家庭支援課
	④民間支援団体との連携・協働	・民間支援団体と連携・協働し、DV被害者などを支援します。	子ども家庭支援課

数値項目名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度末目標値	担当課
①配偶者による暴力に関する相談件数（件）	39	16	19	30		40	子ども家庭支援課
②成年後見支援センター　相談件数（件）	998	1,048	856	830		750	高齢福祉課
③各務原市要保護児童対策及びDV対策地域協議会でのDV被害者の支援についての協議件数（件）	12	9	12	29		15	子ども家庭支援課
④相談者への団体紹介件数（件）	5	3	5	3		5	

主な事業	R5年度の実績	課題	R6年度の方性	評価	担当課
①通報への迅速・的確な対応	常に被害者に寄り添いながら、適切な機関への橋渡しや必要に応じて同行支援を行うなど、被害者の状況に応じた多様な支援を実施した。	なし	引き続き実施する。	A	子ども家庭支援課

①通報への迅速・的確な対応	警察や地域包括支援センター、関係機関と連携を図り、虐待通報への迅速な対応に努めた。	相談内容が複雑化しており、困難事例が多くなっている。	引き続き実施する。	A	高齢福祉課
①通報への迅速・的確な対応	・警察、保健所、民間機関などと連携し、被害者の迅速で円滑な一時保護を図った。また、関係者間の情報は必要最小限とし適切に管理した。	休日や夜間時の対応	引き続き実施する。	A	社会福祉課
②被害者の生活再建に向けた支援	常に被害者に寄り添いながら、適切な機関への橋渡しや必要に応じて同行支援を行うなど、被害者の状況に応じた多様な支援を実施した。	複合的な課題を抱える相談者に対して、多方面からの支援が必要。	多種多様な課題に対して、関係機関と連携を図りながら支援に努める。	A	子ども家庭支援課
②被害者の生活再建に向けた支援	高齢者の権利擁護や虐待について、高齢者ケア会議や成年後見支援センター等と協議し、市民後見人の養成など適切な対応に努めた。	相談件数は増加傾向にあり、成年後見支援センターの機能などを拡充していく必要がある。	引き続き実施する。	A	高齢福祉課
③DV被害者支援に係る関係機関	市要保護児童対策及びDV対策地域協議会を開催し、関係機関の連携、支援体制等について再確認するとともに連携の促進を図った。	なし	引き続き実施する。	A	子ども家庭支援課
④民間支援団体との連携・協働	民間支援団体が作成したパンフレットの設置や相談者に団体を紹介するなど、関係団体と連携しながら周知を図った。	なし	引き続き実施する。	A	子ども家庭支援課

議題第 2 号

令和6年度事業計画(案)について

【令和5年度事業計画事項】

- (1) 第 4 次かかみがはら男女共同参画プランの進行管理
- (2) 審議会開催:4回を予定
(1 回目:7 月 4 日 2 回目:10 月 3 回目:11 月 4 回目:1 月)
- (3) 各務原市役所における男女共同参画の推進
- (4) 相談体制の推進
 - ・女性のための法律相談
 - ・離婚に伴う養育費と親子交流相談(3 回程度) 等
- (5) 啓発活動
 - 「男女共同参画週間」(6 月 23 日から 6 月 29 日)に合わせた啓発
 - ・広報 6 月 15 日号で記事掲載
 - ・市ウェブサイトへ記事掲載
 - ・中央図書館「お父さんの本展」での啓発(6 月 22 日から 6 月 29 日)
 - ・相談一覧ダイジェスト版の設置
 - ・本庁舎及び産業文化センター庁内放送
 - ・市内一円の電光文字表示板での啓発
 - ・市 X(旧 Twitter)での啓発
 - とも☆きら講座 予算額:80 千円
 - 日 程:1~2 月
 - 内 容:未定
 - 広 報:チラシの設置(市内外の各施設等)
 - 広報紙
 - ウェブサイト
 - LINE
 - 情報メール
 - 企業や大学等への周知

○ワーク・ライフ・バランスセミナー(旧:女性応援セミナー) 予算額:471 千円

日 程: 10~11 月の土日 全5回のセミナーを開催予定

【セミナー内容(例)】 ※各回のテーマは現在検討中

- ・ タイムマネジメント術
- ・ アンガーマネジメント
- ・ 適職診断 自分の強み、弱みを知る
- ・ 好感度アップ術(コミュニケーション、ビジネスマナー)
- ・ 子育てに関すること(子どもとのコミュニケーションなど) 等

個別カウンセリングを開催予定

対 象: 仕事と私生活を両立させたいと考える市内在住・在勤の方

内 容: 仕事や家庭生活に関わる講座を通して、ワーク・ライフ・バランスを充実させるためのヒントを見つけてもらう。

備 考: ハローワーク岐阜マザーズコーナーと連携

(6) 岐阜県との連携

○県「ワーク・ライフ・バランス推進企業」及び「エクセレント企業」について

- ・令和7年3月新規学校卒業者求人取扱説明会にて県担当者による説明

主 催: 市商工振興課、ハローワーク岐阜

- ・エクセレント企業公募開始についてメールマガジン配信

(7) 国との連携

ハローワーク岐阜マザーズコーナー求人情報誌(仕事と家庭を両立しやすい求人)の配架

場 所: 市内の子ども館5か所、市役所本庁舎

参考 令和6年度 男女が輝く都市づくり審議会スケジュール

- ・第1回(7月) 諮問、骨子案の検討
- ・第2回(10月) 素案の検討
- ・第3回(11月) 素案の確認
- ~12月 パブリックコメント実施~
- ・第4回(1月) 最終案の確認→答申

I プラン策定の趣旨・位置づけ・期間

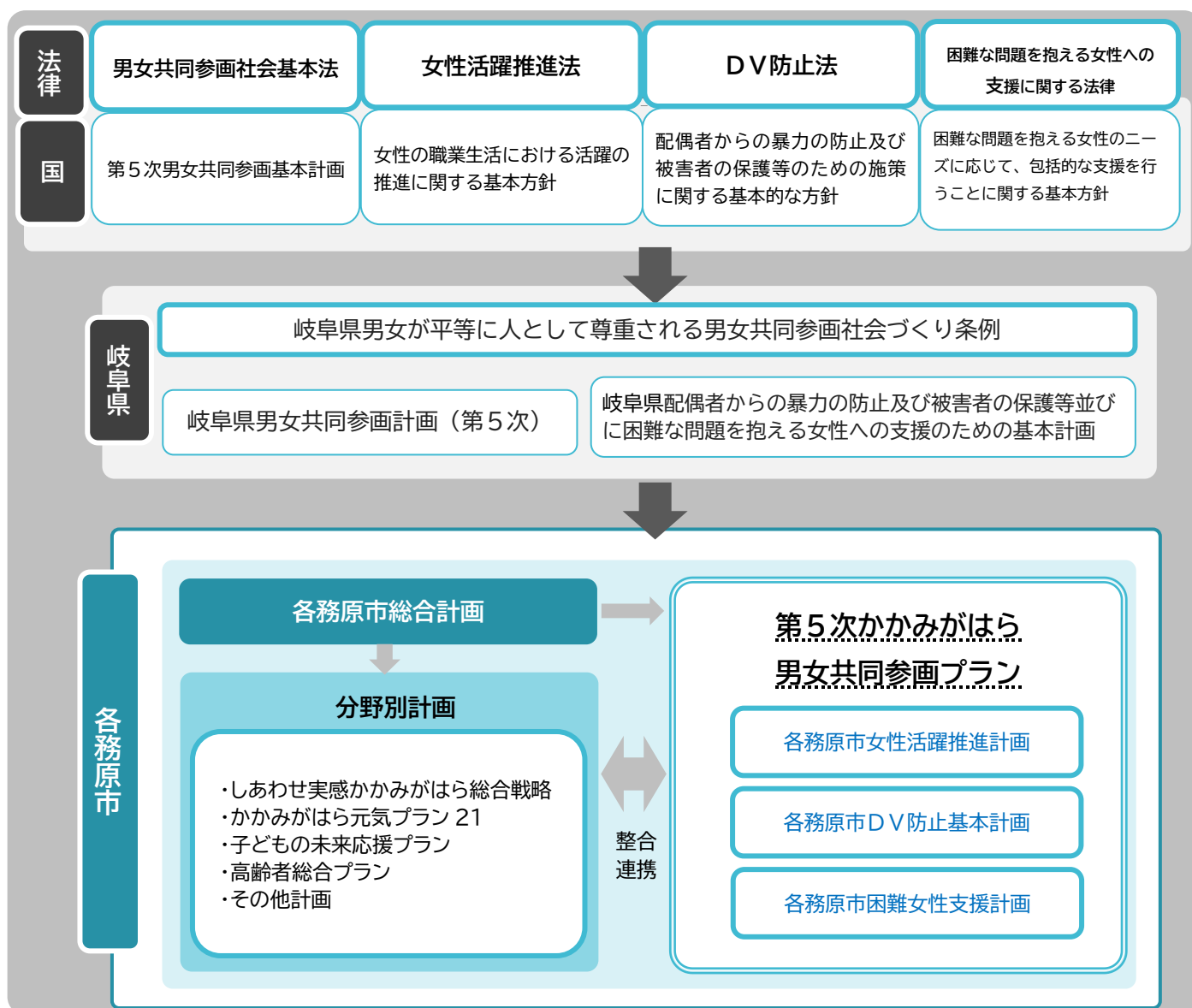
1. プラン策定の趣旨

令和6（2025）年3月に「第4次かかみがはら男女共同参画プラン」の計画期間が終了を迎え、改めて本市における課題を見直すとともに、社会情勢の変化に対応した取り組みを着実に推進し、すべての男女が互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するため、新たに「第5次かかみがはら男女共同参画プラン」を策定します。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの5年間とします。

3. プランの位置づけ



Ⅱ プラン策定の背景

1. 国の動向

①第5次男女共同参画基本計画

国は、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づき平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに基本計画が見直され、平成 27（2015）年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定、令和 2（2020）年には、「第5次男女共同参画基本計画」を策定しました。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

②女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

国では、平成 27（2015）年に女性活躍推進法が制定され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が、事業主に義務付けられました。同年、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針が策定され、令和元（2019）年には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化などを内容とする法改正を行いました。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」は、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年政府決定しています。

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）

- 1 企業等における女性活躍の一層の推進
- 2 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進
- 3 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現
- 4 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

国では、平成 13（2001）年に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、DV防止法が制定されました。国からは、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策について、基本的な方針が示されています。令和元年6月の法改正では、DV 被害者の保護が適切に行われるよう、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、令和5年5月の法改正では、身体的暴力に加え精神的暴力も保護命令の対象になり、電話等を禁止する等の保護命令制度が拡充されました。

2. 岐阜県の動向

①岐阜県男女共同参画計画(第5次)

岐阜県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15（2003）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として、令和6（2024）年に「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」が策定されました。

岐阜県男女共同参画計画（第5次）の計画体系

- 1 男女がともに活躍できる社会づくり
- 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
- 3 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

②岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

岐阜県では、「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」を図る取り組みとして、令和6（2024）年に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の計画体系

- 1 暴力を許さない社会づくり
- 2 安心して相談できる体制づくり
- 3 安全・安心が保障される保護
- 4 実効性のある自立支援
- 5 関係機関と連携した支援体制づくり

Ⅲ 各務原市の現状と課題

1. アンケート調査、統計データからみえる各務原市の現状と課題

課題1 政策・方針決定過程における女性の参画が少ない

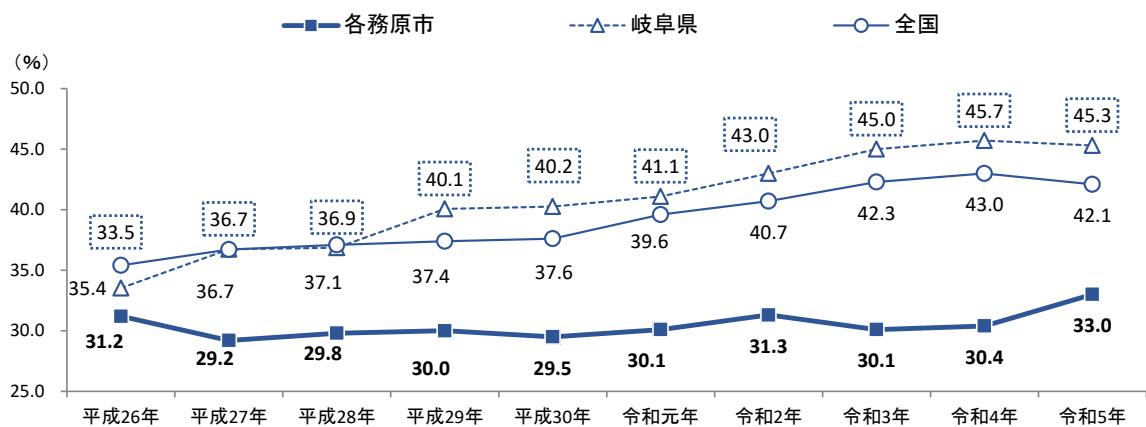
本市の一般行政における管理職、係長職以上の女性比率は 10～13%前後を横ばいで推移していたが、令和5年度は減少している。

一方で、本市の審議会等における女性委員の登用状況は、令和5年では 33.0%となっており、増加傾向にあるものの、国や岐阜県と比べて低い水準で推移している。

また、本市における管理的職業従事者の性別割合は、男性が多くを占めており、令和2年度では平成 27 年度よりも減少している。事業所アンケートにおいても、51.4%の事業所が女性を積極的に採用したいと考えているが、その割合は前回調査よりも減少している。女性管理職を増やすためには、家庭での女性の負担を軽減することや労働環境の整備、また女性自身の意識向上が必要である。

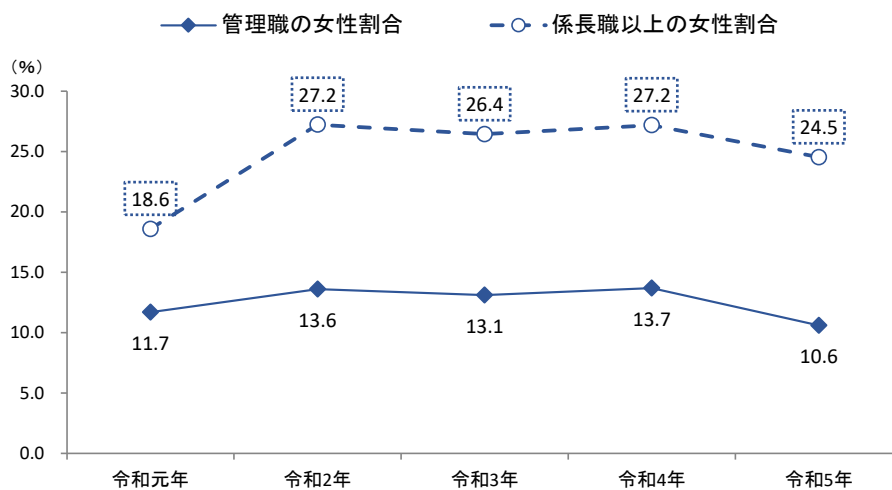
上記のように、政治、行政、経済などあらゆる分野においてジェンダーギャップがみられるため、今後、より一層の女性参画拡大に向けた環境整備が求められている。

■各務原市の審議会委員における女性の割合



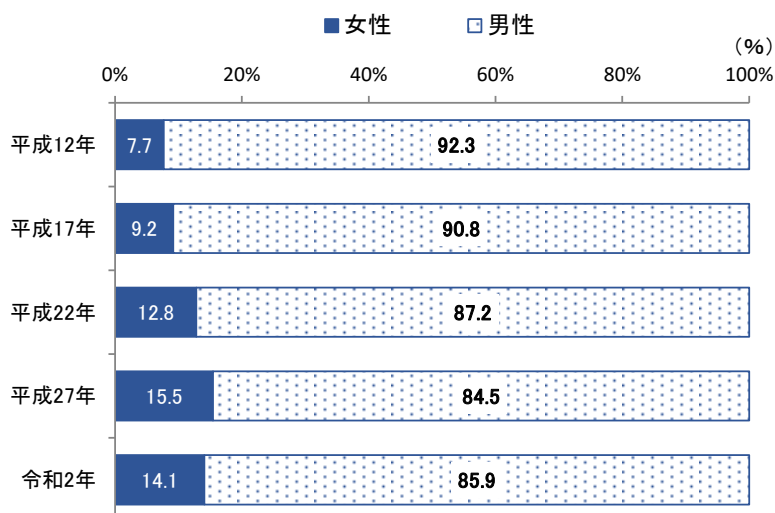
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

■各務原市の管理職、係長職以上に占める女性の割合



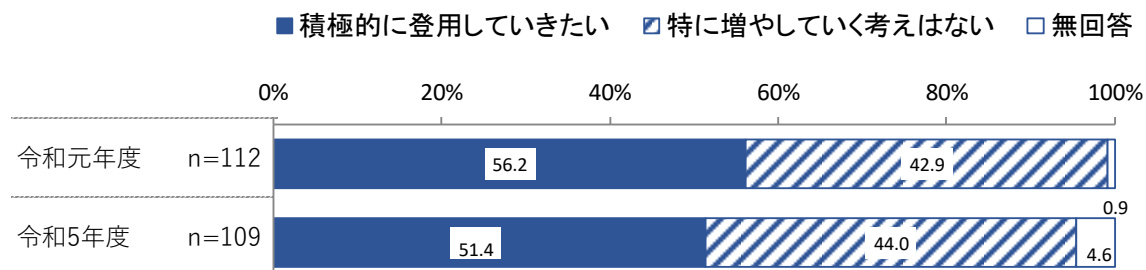
資料：各務原市（各年 4 月 1 日現在）

■各務原市における管理的職業従事者の性別割合



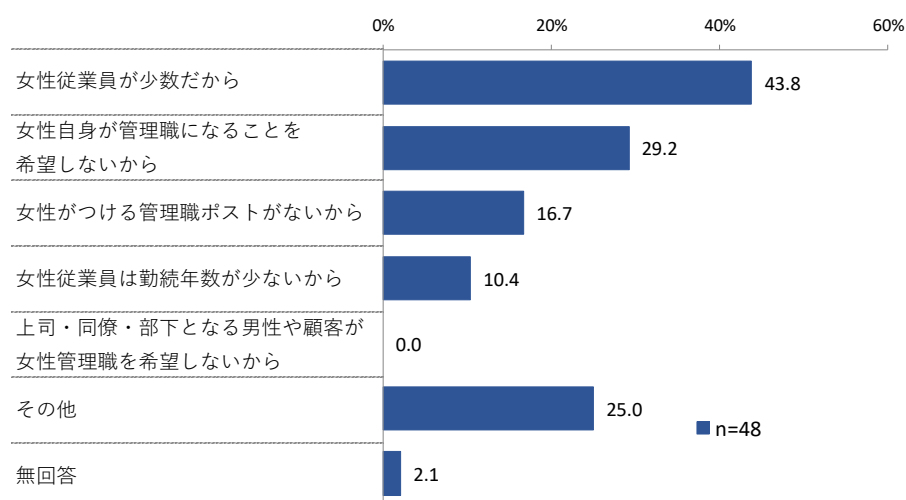
資料：国政調査

■今後の女性の管理職登用の意向



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

■女性従業員を管理職に登用しない理由



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

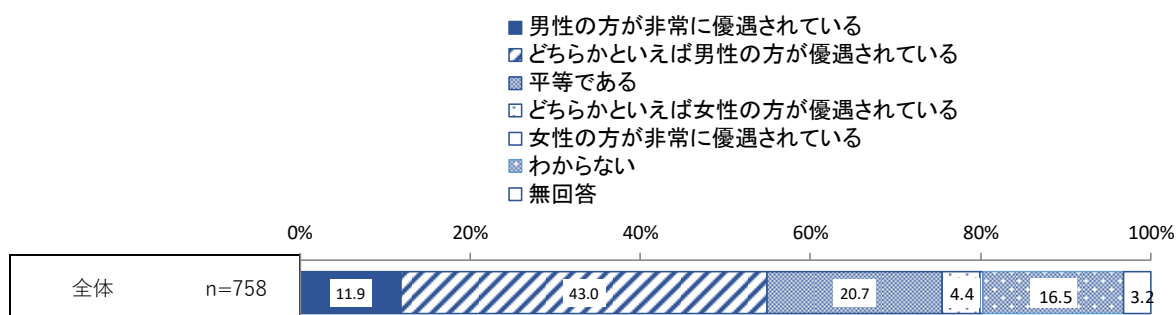
課題2 地域社会における男女の不平等感と女性視点の不在

市民意識調査によると、地域活動の場における男女の地位の平等感について、「平等である」と感じている割合が 20.7%であるのに対し、「男性の方が優遇されている」と回答した割合は 54.9%となっている。地域活動の中でも固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が積極的に参加できる環境整備に努める必要がある。

また、今年初めに起こった能登半島地震を受け、防災分野における女性参画の必要性が改めて見直されている。災害現場においては、避難所運営等の意思決定への女性の参画が十分に確保されなかったことから、女性が避難生活を送る上でさまざまな課題や問題が浮き彫りになった。

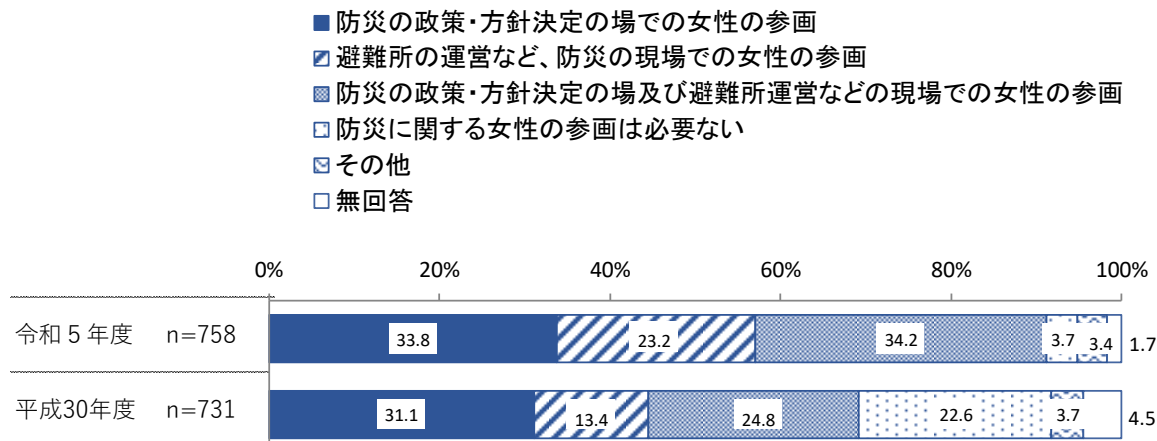
今回の市民意識調査でも、防災に関して、女性の参画が必要だと思うものについて、経年でみると「防災に関する女性の参画は必要ない」と回答した人の割合は大幅に減少している。防災分野において男女共同参画の視点を取り入れるため、避難所運営などの現場だけではなく、防災政策の方針を決定する場に参画の促進に努める必要がある。

■地域活動の場における男女の地位の平等感



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■防災に関して、女性の参画が必要だと思うもの



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

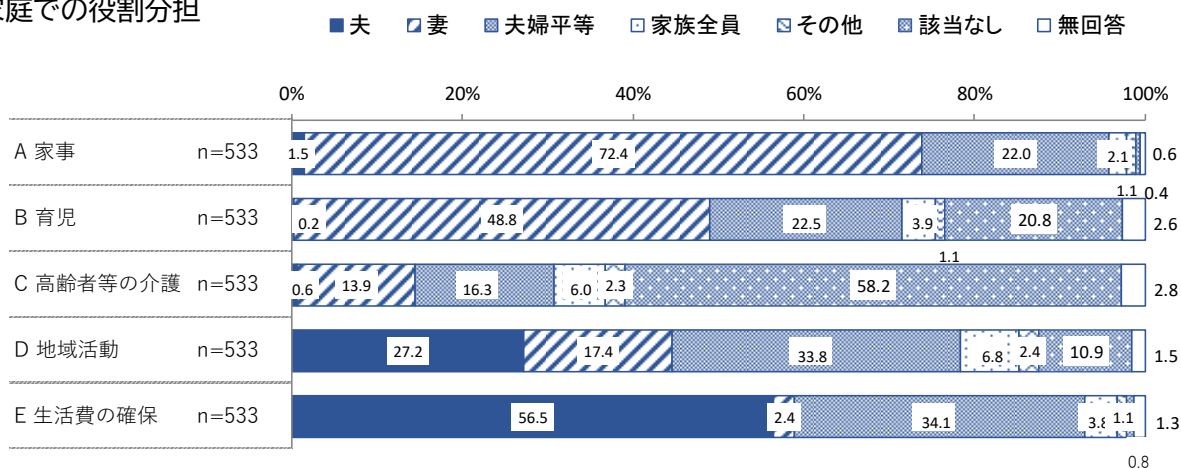
課題3 男性の家事や育児など家庭への参画が進んでいない

女性の社会進出や世帯収入の減少などにより、全国的に共働き世帯は増加する傾向にある。しかし一方で、市民意識調査によると、家庭での役割分担は全ての項目で夫婦平等は5割未満となっており、家事・育児においては妻に負担が偏っている現状がある。

また、事業所アンケートによると、育児休業制度を男性従業員が取得している事業所は31.2%と、女性従業員(60.5%)の約半数程度となっている。男性の育休取得が少ない理由として、「取得しにくい雰囲気がある」「上司・同僚の理解が得られない」「周りに仕事のしわ寄せがいくこと」などの理由が多く挙げられており、男性の育児休業取得を増加させるためには職場の雰囲気改善やサポート体制の整備などが必要である。

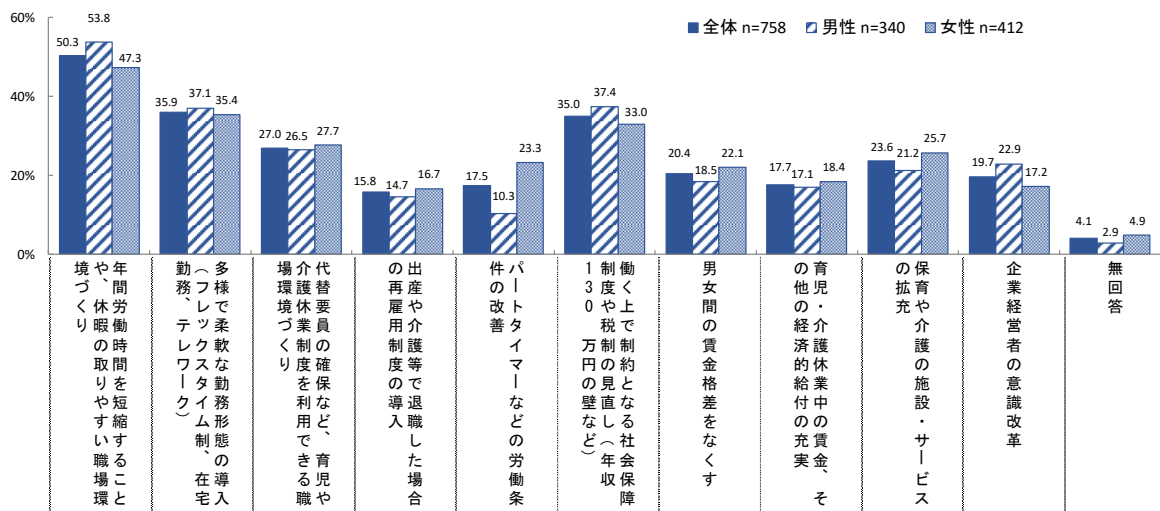
男女がともに活躍できる社会をつくるには、家庭内で女性に負担が偏らないよう家庭責任を分担し、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、職場における長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進や、子育て支援の充実などの環境の整備を進めるとともに、男性が積極的に家庭に参画できるような環境づくりや意識啓発に努める必要がある。

■家庭での役割分担



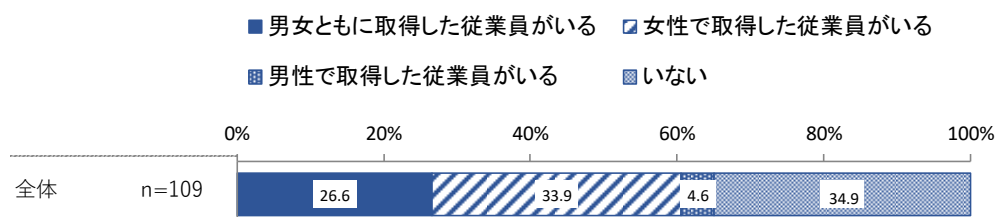
資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■男女が共に「仕事と家庭の両立」をするために必要な条件の整備



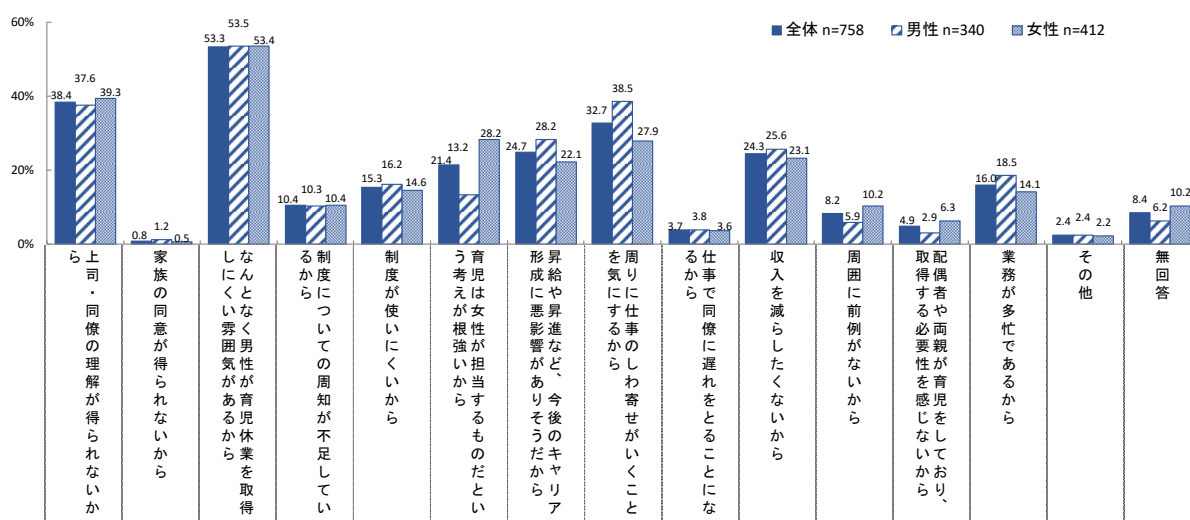
資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■育児休業制度の利用状況



資料：（令和５年）各務原市男女共同参画に関する事業所アンケート

■男性の育児休業取得者が少ない理由



資料：（令和５年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

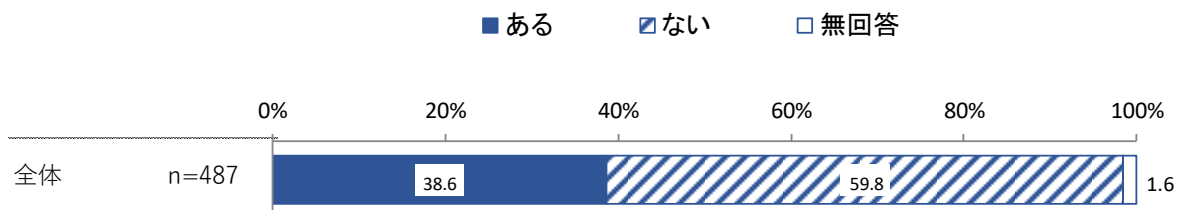
課題4 働く場において男女格差がある

近年、「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」など法律の施行や制度の整備が進められ、女性の働く環境を改善する動きが活発になっている。しかしながら、雇用状況や昇進・賃金など、依然として性別を理由とする格差がある。市民意識調査によると、職場における男女の待遇や仕事について、違いがあると回答した割合は約4割となっており、男女間の格差是正が求められる。

また、女性が職業を持つことについては、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」の割合が50.4%と最も多くなっており、平成30年の調査時より増加傾向にある。本市における女性の労働力率は経年でみると上昇傾向にあり、M字カーブの谷も浅くなりつつあるが、国や岐阜県と比較すると、出産や育児を機に離職する傾向がみられる。女性の職業活動や再就職をしやすいように整備すべきものとして、「育児休業制度の普及・充実」「賃金や仕事内容などの労働条件の改善」「労働時間を短くしたり、休日を増やす」など、家事・育児と両立するための制度面や、労働条件の整備が求められている。

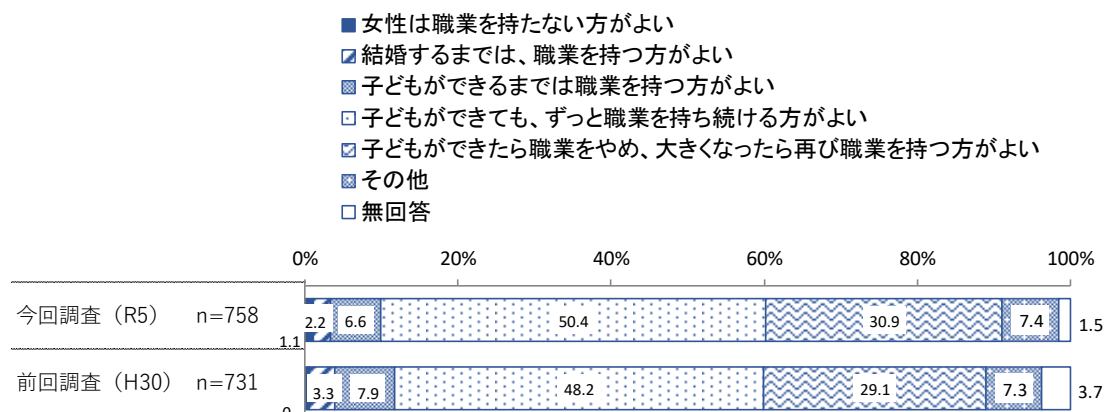
働く場における男女平等を図るため、企業におけるポジティブ・アクションや労働環境を整備するとともに、働く意欲のある女性への再就職支援やキャリアアップに向けた支援が必要である。

■職場における男女の待遇や仕事の違いの有無



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

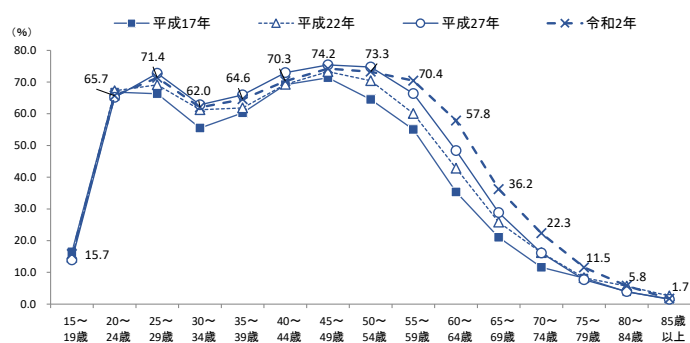
■女性が職業を持つことについて



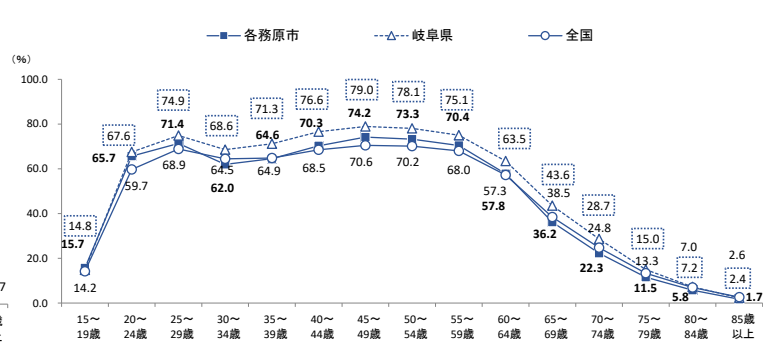
資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■性別年齢階級別労働力率の推移(女性)

■性別年齢階級別労働力率(女性)の比較(令和2年)

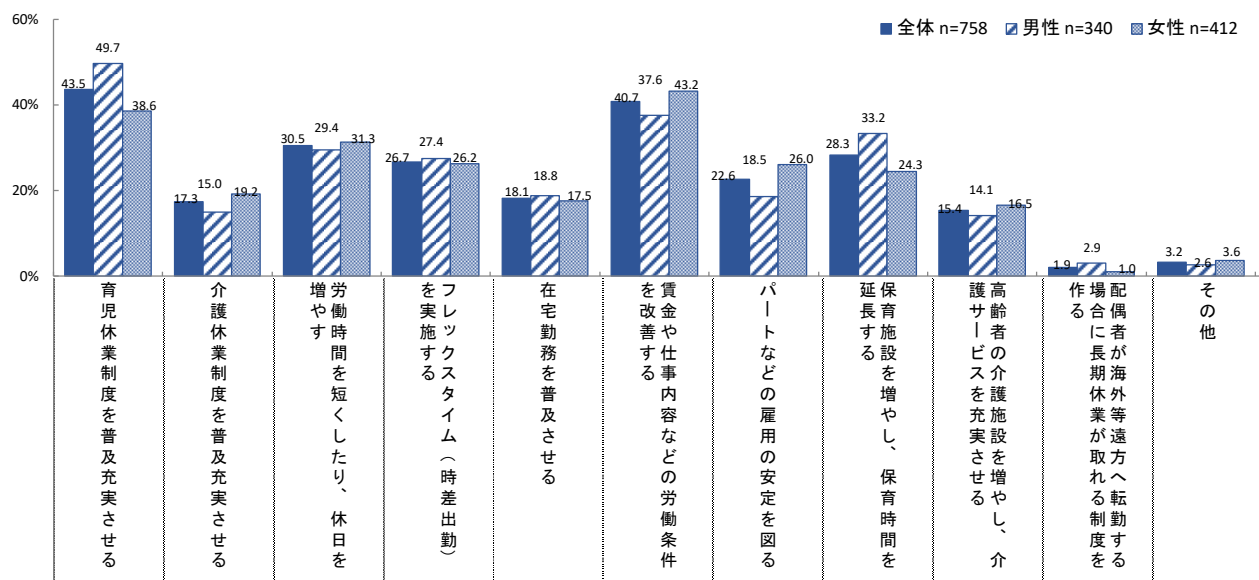


資料：国政調査（各務原市）



資料：国政調査

■女性の職業活動や再就職をやすくするために整備すべきもの



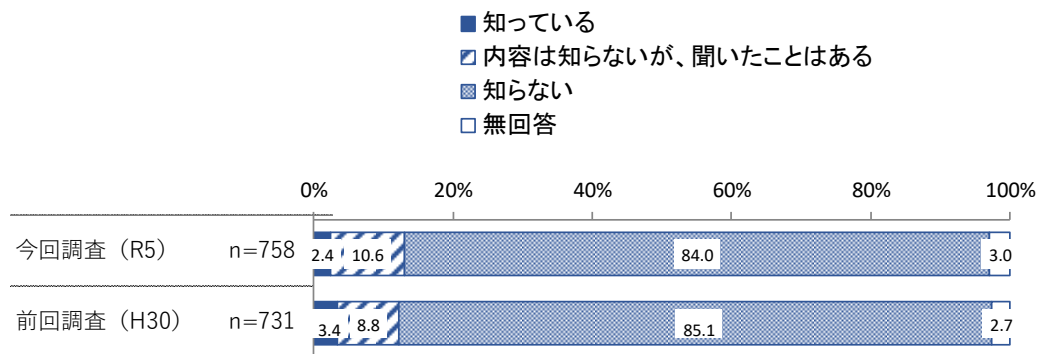
資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

課題5 健康支援と男女共同参画視点に立った防災対策の充実

男女共同参画社会を実現するにあたっては、男女が互いの身体的特性を理解し、相手への思いやりを持って生きていくことが大切である。特に、女性は妊娠・出産期をはじめ、子育て期、思春期、更年期、高齢期といったライフステージを通して、年齢とともに身体の状態が変化しやすいことなど、男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある。「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点を踏まえ、ライフステージに対応した適切な健康の維持増進への取り組みが求められる。

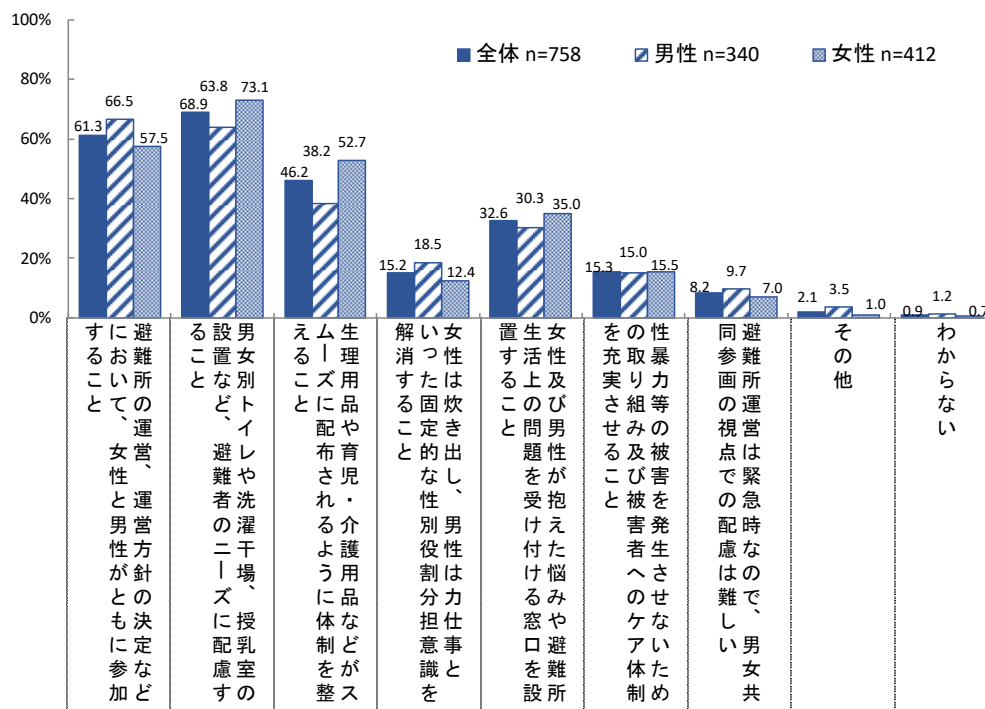
また、市民意識調査によると、災害時の避難所運営で必要だと思うことについては、「男女別トイレの設置など、避難者ニーズへの配慮」「避難所の運営や方針決定において男女がともに参加すること」などが上位に挙がっている。大規模災害の発生が危惧される中、防災や復旧、復興などの各段階において、女性や子どもを含めた多様なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点に立った防災対策の充実が求められる。

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■災害時の避難所運営について必要だと思うこと



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

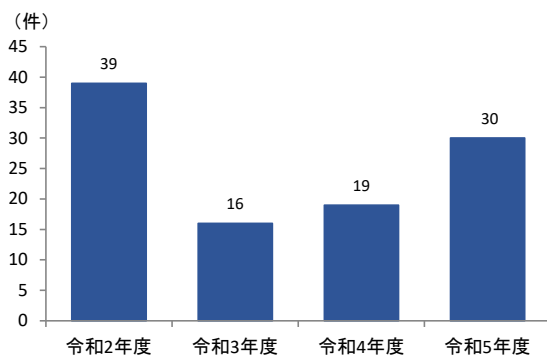
課題6 DVの理解度が低い/被害を受けても相談しない人が多い

近年、深刻な社会問題化している DV やセクハラなどは人権を侵害する重大な行為であり、個人としての尊厳を傷つけるばかりでなく、男女共同参画の実現を妨げるものである。あらゆる機会を通じて、DV を許さないという意識づくりを図っていく必要がある。

全国的にみても、DV の相談件数は増加傾向にあるが、本市においても令和5年度の相談件数は令和4年度から大きく増加している。市民意識調査によると、DV 被害経験者がまわりにいる割合は前回調査から減少しているものの、自分が DV 被害を経験したことがある割合は増加している。また、「言葉を聞いたことがある」の割合が増加し、一般的な知識として知っている人が減少しており、DV に関する理解度が低下傾向にある。また、DV、セクハラ被害については、「相談した」割合は約3割となっており、依然として被害を受けても相談しない傾向がみられる。

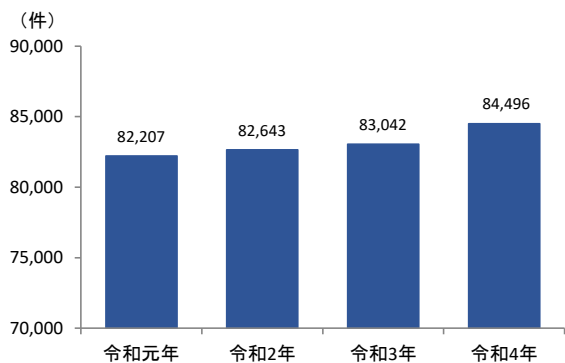
このような状況の中、被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談でき、必要な情報が得られる体制づくりとその周知に取り組むとともに、問題解決ができるよう関係機関・団体と連携を強化し、被害者等の認知及び支援開始から生活再建に向け、総合的な支援を進めていく必要がある。

■DV 相談件数の推移【各務原市】



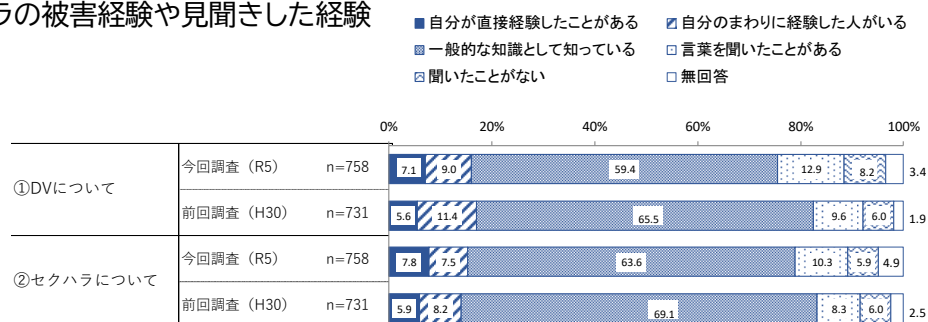
資料：各務原市（各年4月1日現在）

■配偶者からの暴力事案等の相談等状況【全国】



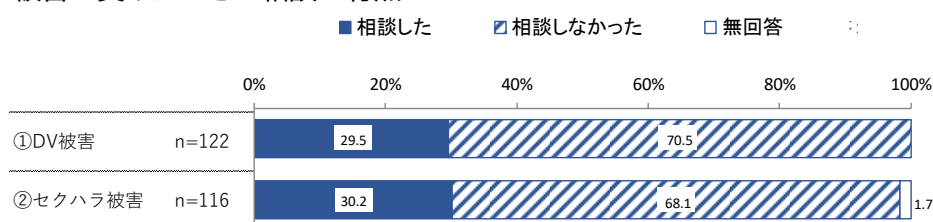
資料：国政調査

■DV・セクハラの被害経験や見聞きした経験



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■DV・セクハラ被害を受けたときの相談の有無



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

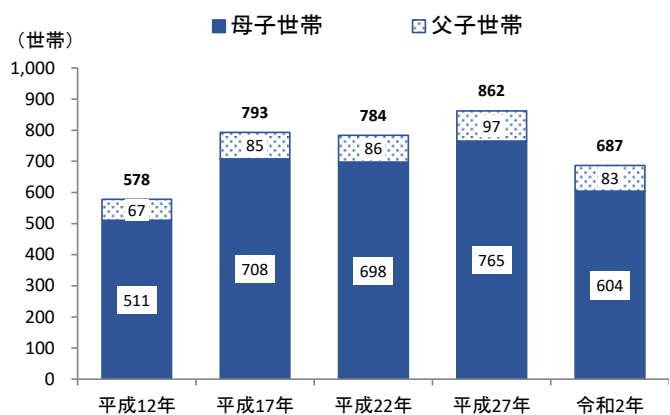
課題7 困難な問題を抱える女性の増加

近年、女性の抱える問題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑・多様化しており、コロナ禍により課題が顕在化した。こうした現状を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確にした上で、新たな支援の枠組みを構築することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2022年5月に制定された。

市民意識調査によると、困難を抱える女性への支援として、市が取り組むべきものについては、「一時保護など、緊急時に対応できる仕組みづくり(アウトリーチ)」「専門的に支援できる女性相談員の配置」という意見が多く挙げられた。

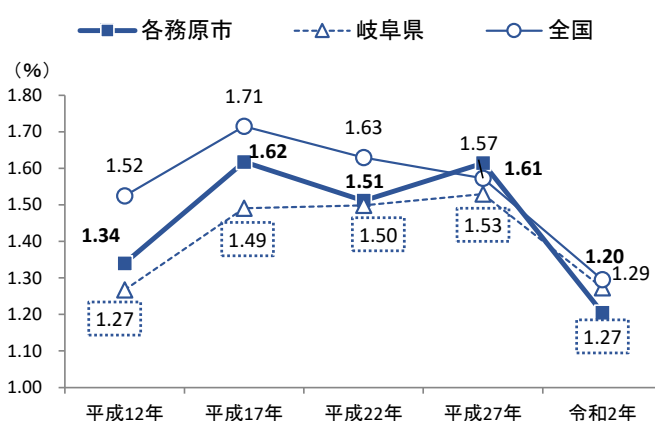
本市としても、女性をめぐる現状・課題、女性支援法の趣旨等を踏まえ、困難を抱える女性の支援の充実に向けて、実態の把握を進めるとともに、本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じて包括的な支援ができる体制を整えていく必要がある。

■ひとり親世帯の推移



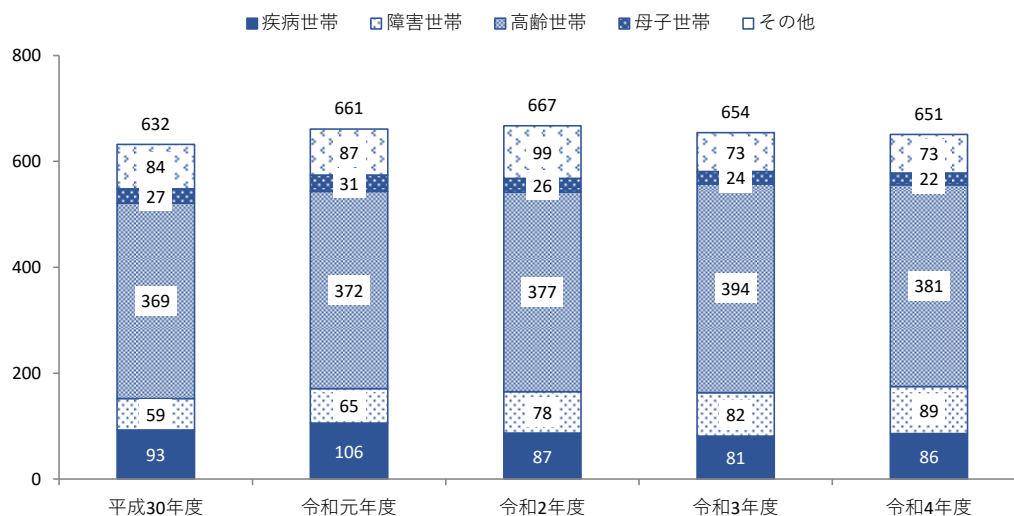
資料：国政調査

■ひとり親世帯の割合の推移比較



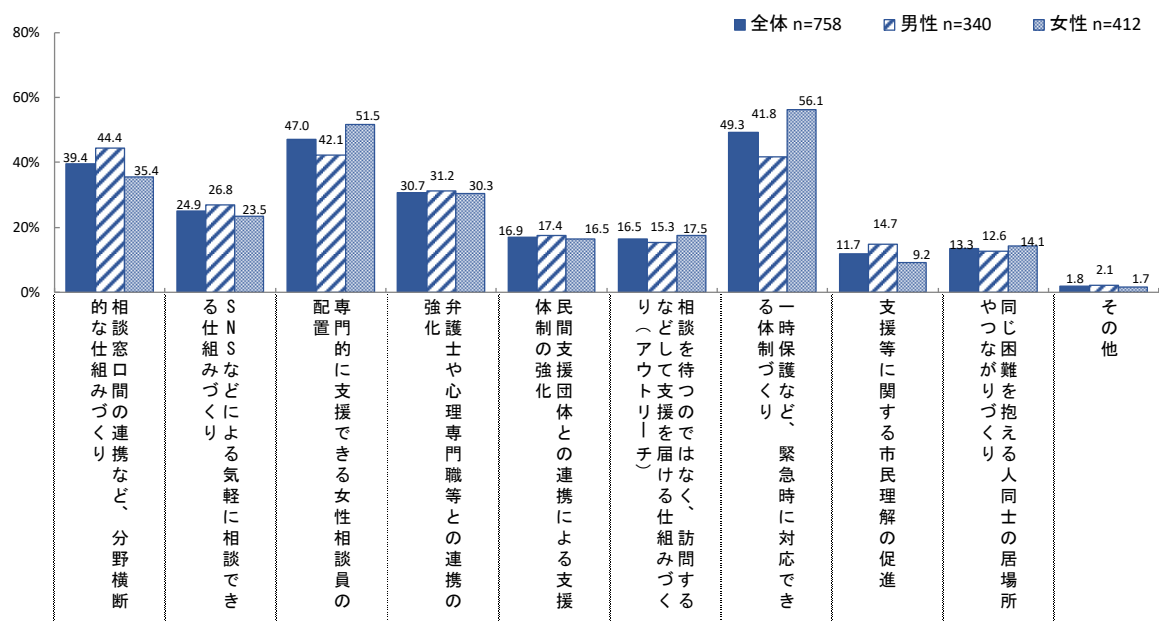
資料：国政調査

■生活保護世帯の推移



資料：国政調査（各年末時点）

■女性が抱える困難な問題への公的支援として、各務原市で取り組むべきもの



資料：（令和５年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

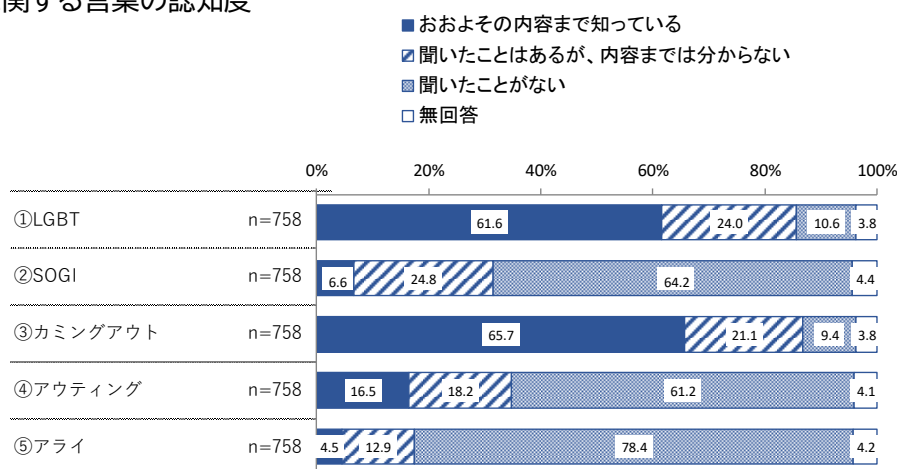
課題8 性的少数者に対する偏見や差別による生活のしづらさ

近年、多様な性への関心が高まる一方、社会の理解が追いついていないが故に、偏見や差別によって生活のしづらさを感じたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題がある。

市民意識調査によると、性の多様性に関する言葉の認知度は、「LGBT」「カミングアウト」について、「おおよその内容まで知っている」「聞いたことはあるが、内容までは分からない」を合わせると80%を超える認知度となっているが、内容まで理解している人は6割台にとどまっているため、理解度を高めていく必要がある。

さらに、性的少数者の人たちが生活しやすい社会を作るための取組については、「性の多様性を理解するための学校教育」が圧倒的に多く、幼いころから偏見を持たず、多様性を理解するための教育が重視されている。また、性的少数者の人たちの尊厳を守り、気軽に相談できる相談窓口体制の充実も求められている。

■性の多様性に関する言葉の認知度



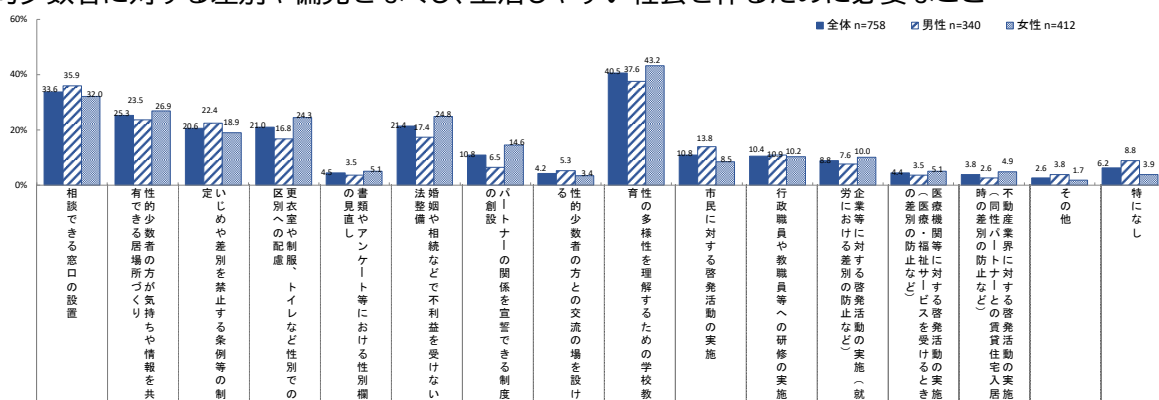
資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■一般的に、性的少数者に対して、偏見や差別があると思うか



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■性的少数者に対する差別や偏見をなくし、生活しやすい社会を作るために必要なこと



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

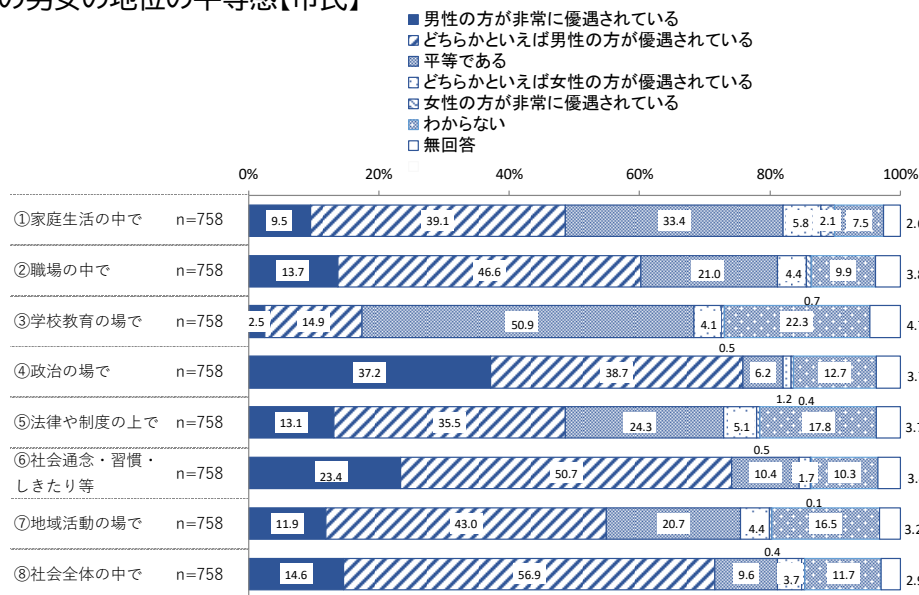
課題9 あらゆる分野における男女の不平等感の解消

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、特に「政治の場」「社会通年・習慣・しきたり等」「社会全体の中で」で男性優遇感が強く、あらゆる分野において男女の不平等感を感じている人が多い。

また、男女が平等で共にいきいきと暮らすための市の施策については、「男女平等観に基づいた社会教育を進める」「学校で男女平等教育を一層進める」などが高くなっている。男女平等意識を育むためには、幼少期からの継続的な意識啓発が非常に重要なため、学校教育や社会教育を充実させる必要がある。

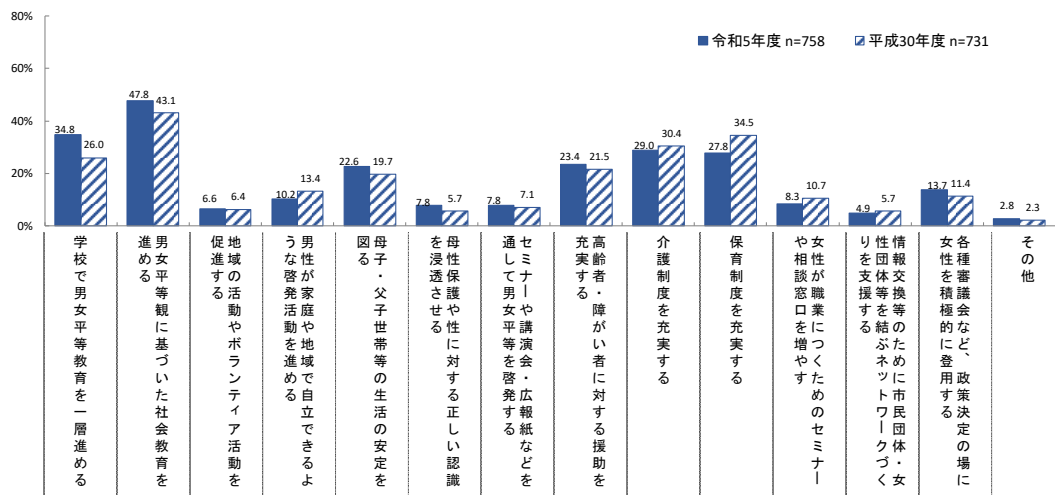
一方で、小学生・中学生調査の結果をみると、小学生、中学生は、「家庭生活」「社会全体」においては、市民よりも男女平等、もしくは女性優遇と捉え、「学校生活」においては、市民よりも女性優遇と感じており、若い世代と市民ではギャップがみられた。中学生は「テレビ」「インターネット」をメインの情報源としており、家庭環境に加え、メディアの影響を大きく受けていることがうかがえる。幼少期からの男女平等教育を進めるとともに、メディアに触れる機会が多い若い世代に対して、情報を無暗に受け入れず、取捨選択して活用できる能力(メディア・リテラシー)を向上させる取り組みが必要である。

■各分野での男女の地位の平等感【市民】



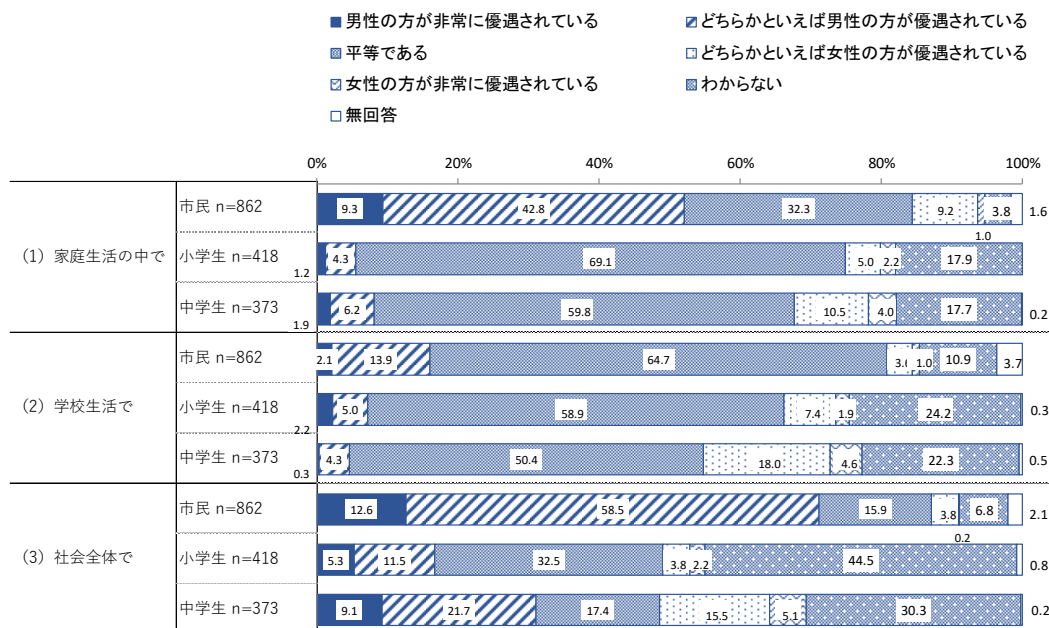
資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■男女が平等で共に生き生きと暮らせるための市の施策として望むもの



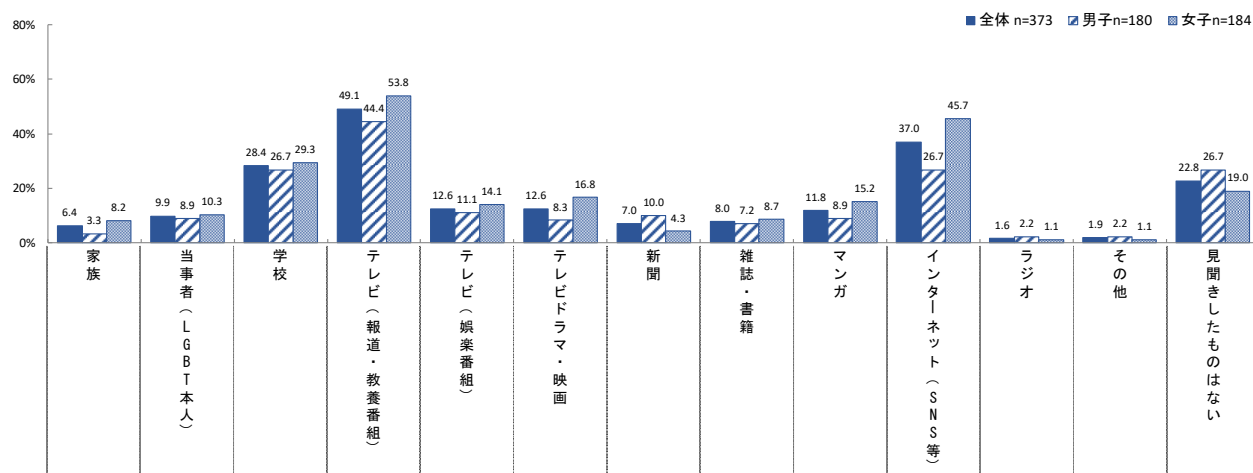
資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■各分野での男女の地位の平等感【小・中学生】



資料：（令和５年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■性的少数者について情報を見聞きしたもの【中学生】



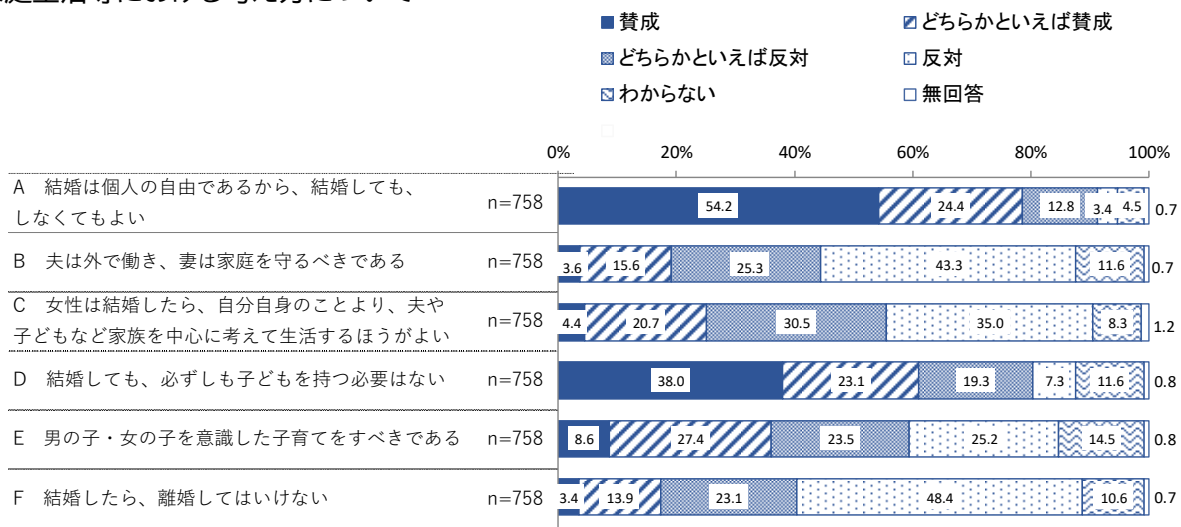
資料：（令和５年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

課題 10 固定的な性別役割分担意識が根強く残っている

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子供など家族を中心に考えて生活する方がよい」「男の子・女の子を意識した子育てをすべきである」などの考え方に賛成する意見が2割～3割程度あり、固定的な性的役割分担意識が根強く残っていることがうかがえる。

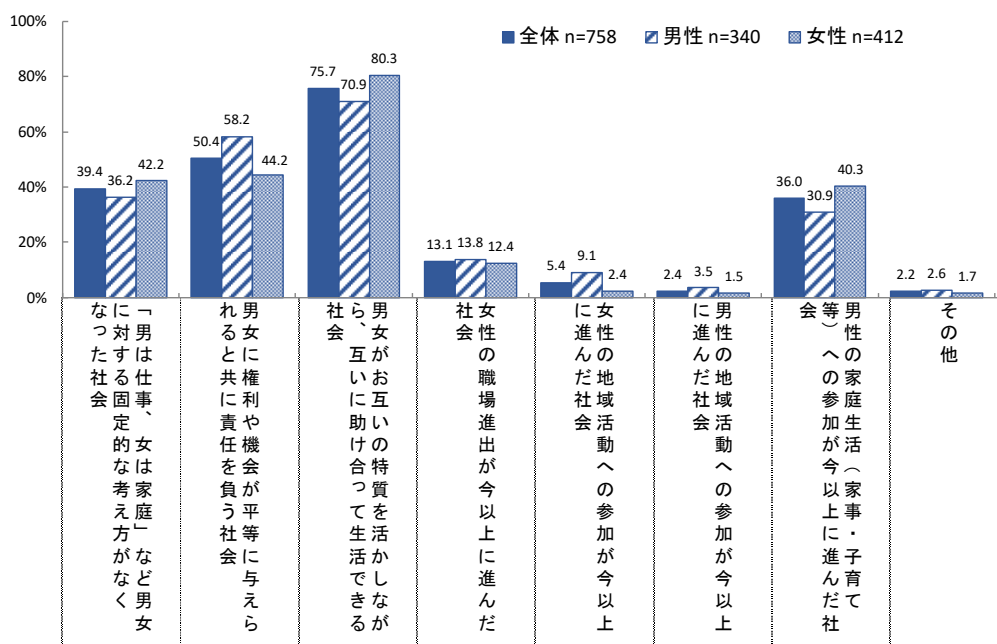
男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消していく必要がある。

■家庭生活等における考え方について



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

■男女共同参画社会が特にどんな社会であってほしいか



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

2. 第4次プランの達成状況（アンケート指標項目）

項目名	前回事 (令和1年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和6年)	評価
「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	10.3%	9.6%	20.0%	↓
「男は仕事、女は家庭がよい」と思う市民の割合	11.8%	5.8%	10.0%	達成
「学校教育の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	55.4%	50.9%	↑ UP	↓
「社会通念・慣習・しきたり等で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	11.0%	10.4%	↑ UP	↓
「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	26.5%	20.7%	↑ UP	↓
「家庭生活の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	29.0%	33.4%	↑ UP	達成
「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	17.2%	21.0%	↑ UP	達成
女性が少ない職種・職場へ女性を積極的に採用しようとする事業所の割合	55.3%	53.3%	↑ UP	↓
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの「内容を知っている」市民の割合	3.4%	2.4%	↑ UP	↓
DVについて「内容を知っている」市民の割合	82.5%	75.5%	↑ UP	↓
セクハラについて「内容を知っている」市民の割合	83.2%	78.9%	↑ UP	↓
DVやセクハラなどを経験した人のうち相談した割合	31.8%	31.5%	↑ UP	↓
DVについての自身の経験やまわりに経験した人がいる割合	17.0%	16.1%	↓ DOWN	達成

IV 新プランの基本的な考え方

1. 基本理念

第4次プランを踏襲し、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第3条に示された6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

「各務原市男女が輝く都市づくり条例」に掲げる基本理念

1 性別による差別的取扱いの禁止と個人としての人權の尊重

男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の個性及び能力を発揮する機会が確保され、人權が尊重されること。

2 固定的な役割分担や慣習にとらわれない、多様な生き方の選択及びその尊重

男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会の様々な制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立した個人として自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し協力し合うこと。

3 社会のあらゆる分野における市、市民及び事業者との協働

社会のあらゆる分野に男女が共に参画できるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、その活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

4 あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保

男女が、性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

5 家庭生活における活動と、他の活動の両立

家族を構成する者が、人々の家庭を愛する心と相互の協力並びに社会の支援のもとに、愛情豊かな子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

6 男女の生涯にわたる健康の確保および女性の妊娠、出産、その他の健康の維持

男女が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

2. 変更ポイント

①「困難な問題を抱える女性支援基本計画」の包含

国では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）が令和6年4月1日より施行され、県では、令和6年3月に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されたことを受け、本市の新プランでは、従来の「各務原市女性活躍推進計画」「各務原市 DV 対策基本計画」に加え、「各務原市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含するものとします。

②多様性(性的マイノリティ等)を尊重しあうための項目を追加

令和5年にはLGBT理解増進法案（LGBT法案）が成立し、岐阜県でも、令和5年9月1日からが同性カップルや事実婚カップルの関係を認める「県パートナーシップ宣誓制度」が開始されたことを受け、本市でも「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めていくため制度を導入しています。LGBTQ等の性によって、差別、偏見、その他不当な扱いを受けることなく、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるために、全ての人が自分事として人権意識を高めていくため、新プランに多様性を認め合う社会づくりをめざした取組を追加します。

第5次男女共同参画プラン体系案

目標	課題	基本施策	施策の方向
Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり	課題 1 政策・方針決定過程における女性の参画が少ない	1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	(1) 市政運営における女性参画の推進 (2) 企業・団体などにおける女性参画の推進
	課題 2 地域社会における男女の不平等感と女性視点の不在	2 地域社会における男女共同参画の促進	(1) 地域活動の推進 (2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大
	課題 3 男性の家事や育児など家庭への参画が進んでいない	3 家庭における男女共同参画の促進	(1) 家事・子育て・介護などにおける男女共同参画の促進 (2) 子育て支援の充実 (3) 育児・介護休業制度の普及・充実
	課題 4 働く場において男女格差がある	4 働く場における男女共同参画の促進 【女性活躍推進計画】	(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進 (2) 女性の就業・起業への支援
	課題 5 健康支援と男女共同参画視点に立った防災対策の充実が必要	1 生涯を通じた健康・生きがいづくりの支援と安心できる生活環境の整備	(1) 健康の確保と生きがいづくりの推進 (2) 防犯、防災・災害復興体制の整備
	課題 6 DV の理解度が低い/被害を受けても相談しない人が多い	2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備 【DV 対策基本計画】	(1) 啓発・教育の推進 (2) 相談体制の周知と連携強化 (3) 安全の保障と自立に向けた支援
	課題 7 困難な問題を抱える女性の増加	3 困難な問題を抱える人に対する支援 【困難な問題を抱える女性支援基本計画】	(1) ひとり親家庭に対する支援 (2) 相談体制の充実 (3) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援
	課題 8 性的少数者に対する偏見や差別による生活のしづらさ	4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援	(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実 (2) 相談体制の充実 (3) 性の多様性を尊重する環境の整備
Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり	課題 9 あらゆる分野における男女の不平等感の解消	1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進	(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実 (2) メディアにおける人権尊重教育の推進
	課題 10 固定的な性別役割分担意識が根強く残っている	2 市民・事業者・行政の意識改革	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する調査・研究

参考 第4次・第5次プラン 体系比較

第4次かがみはら男女共同参画プラン(令和2年度～6年度)

第5次かがみはら男女共同参画プラン(令和7年度～11年度)

I 男女共同参画への意識づくり

- 1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進
 - (1)多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実
 - (2)メディアにおける人権尊重の教育
- 2 市民・事業者・行政の意識改革
 - (1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

II あらゆる分野における男女共同参画の促進

- 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大
 - (1)市政運営における女性の参画促進
 - (2)企業・団体などにおける女性の参画促進
- 2 地域社会における男女共同参画の促進
 - (1)地域活動の推進
 - (2)男女共同参画の視点を取り入れた防犯、防災・災害復興体制の整備

III 働く場における男女共同参画の促進 (女性活躍推進計画)

- 1 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの促進
 - (1)家事・子育て・介護などにおける男女共同参画の促進
 - (2)子育て支援の充実
 - (3)育児・介護休業制度の普及・充実
- 2 働く場における男女共同参画の促進
 - (1)雇用機会の拡大と待遇確保の促進
 - (2)女性の就業・起業への支援

IV とともに生きる社会環境整備

- 1 生涯を通じて健康で自立した豊かな生活を営むための支援
 - (1)生涯にわたる健康の確保
 - (2)様々な困難を抱える男女の生活の安定と自立支援
 - (3)趣味・生きがい・健康づくりの振興
- 2 暴力を許さない安心して生活できる社会づくり (DV対策基本計画)
 - (1)啓発・教育の推進
 - (2)相談体制の整備と連携強化
 - (3)安全の保障と自立に向けた支援

I 男女がともに活躍できる社会づくり

- 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大
 - (1)市政運営における女性参画の推進
 - (2)企業・団体などにおける女性参画の推進
- 2 地域社会における男女共同参画の促進
 - (1)地域活動の推進
 - (2)防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大
- 3 家庭における男女共同参画の促進
 - (1)家事・子育て・介護などにおける男女共同参画の促進
 - (2)子育て支援の充実
 - (3)育児・介護休業制度の普及・充実
- 4 働く場における男女共同参画の促進(女性活躍推進計画)
 - (1)雇用機会の拡大と待遇確保の促進
 - (2)女性の就業・起業への支援

II 誰もが安心して暮らせる社会づくり

- 1 生涯を通じた健康・生きがいづくりの支援と安心できる生活環境の整備
 - (1)健康の確保と生きがいづくりの推進
 - (2)防犯、防災・災害復興体制の整備
- 2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備 (DV対策基本計画)
 - (1)啓発・教育の推進
 - (2)相談体制の周知と連携強化
 - (3)安全の保障と自立に向けた支援
- 3 困難な問題を抱える人に対する支援 (困難な問題を抱える女性支援基本計画)
 - (1)ひとり親家庭に対する支援
 - (2)相談体制の充実
 - (3)困難を抱える人に対する生活支援や自立支援
- 4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援
 - (1)性の多様性を認め合える学習機会の充実
 - (2)相談体制の充実
 - (3)性の多様性を尊重する環境の整備

追加

追加

III 男女共同参画社会への意識づくり

- 1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進
 - (1)多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実
 - (2)メディアにおける人権尊重教育の推進
- 2 市民・事業者・行政の意識改革
 - (1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
 - (2)男女共同参画に関する調査・研究